### 第 4 号議案

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)に係る意見の 申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。 令和5年2月28日 教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)に係る意見の 申出の臨時代理について

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)に係る意見の 申出について

令和4年度教育費3月補正予算(第7号)について、別紙のとおり 市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正(抜粋) 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金	2 国庫補助金	16, 024, 580	553, 211	16, 577, 791
0 0 14/4		千円	千円	千円
2 3 市債	1 市債	8, 572, 567	621, 900	9, 194, 467

※ 「16国庫支出金-2国庫補助金」のうち補正額256,368千円が教育委員会分※ 「23市債-1市債」のうち補正額477,700千円が教育委員会分

### 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	2, 029, 301	51, 288	2, 080, 589
		千円	千円	千円
	2 小学校費	3, 111, 196	293, 986	3, 405, 182
		千円	千円	千円
	3 中学校費	1, 510, 322	323, 076	1, 833, 398
10 教育費		千円	千円	千円
	4 特別支援学校費	328, 620	1, 729	330, 349
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	3, 834, 415	△ 50,000	3, 784, 415
		千円	千円	千円
	7 保健体育費	1, 094, 300	64, 000	1, 158, 300

※ 「10教育費1教育総務費」補正額83,398千円は、人件費分

# 第3表 繰越明許費補正(抜粋)

(追加)

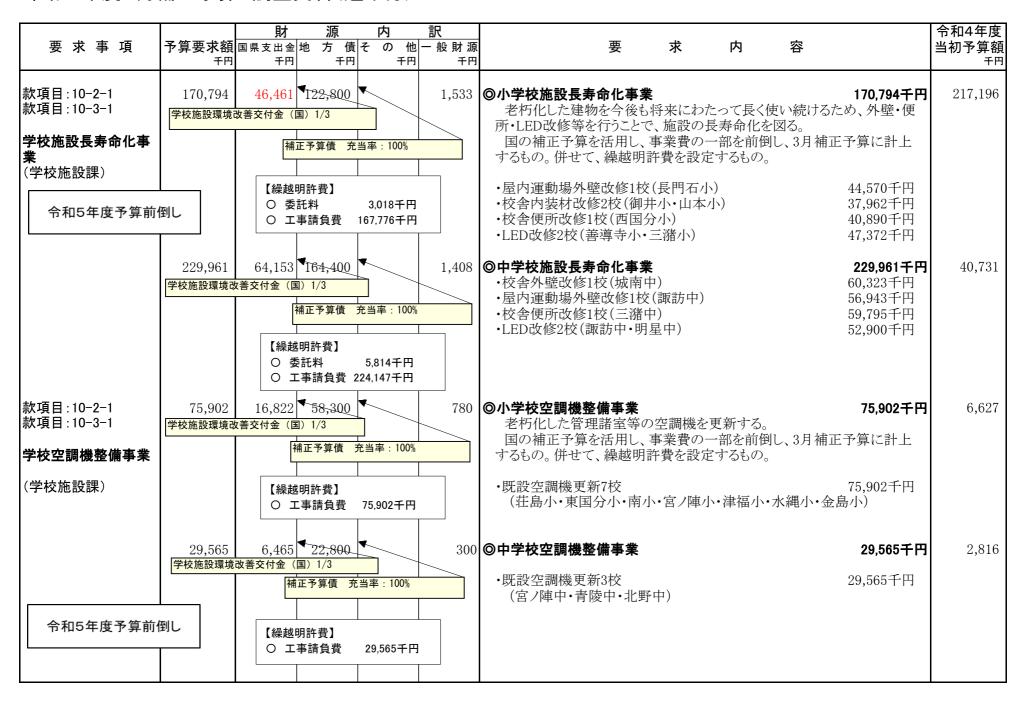
款	項	事業名	金額
		城島スクールバス運行事業にかかる備品購入費	875
	2 小学校費	小学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	170, 794
	2 小子仪复	小学校空調機整備事業にかかる工事費	75, 902
		小学校給食支援事業にかかる補助金	46, 415
		中学校施設維持管理事業にかかる委託料	19, 500
10 教育費	   3 中学校費	中学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	229, 961
10 教育負	3 中子仅有	中学校空調機整備事業にかかる工事費	29, 565
		中学校給食支援事業にかかる補助金	44, 050
		特別支援学校施設維持管理事業にかかる工事費	31, 231
	4 特別支援学校費	特別支援学校スクールバス運行事業にかかる備品購入費	3, 850
		特別支援学校給食支援事業にかかる補助金	1, 648
	7 保健体育費	体育施設維持補修事業にかかる修繕料、委託料及び工事費	66, 860

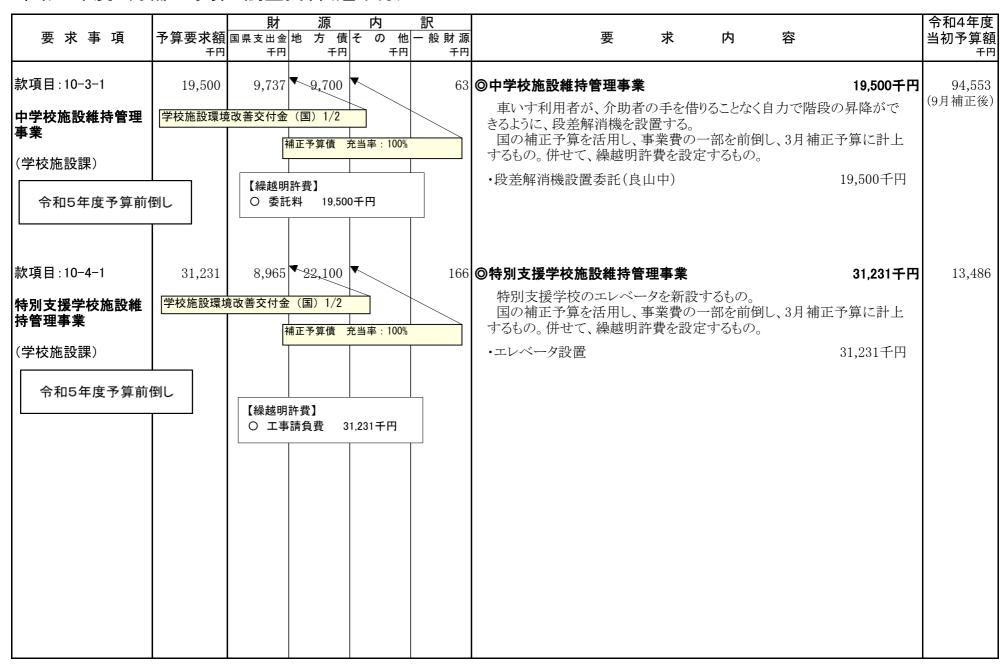
# 第5表 地方債補正(抜粋)

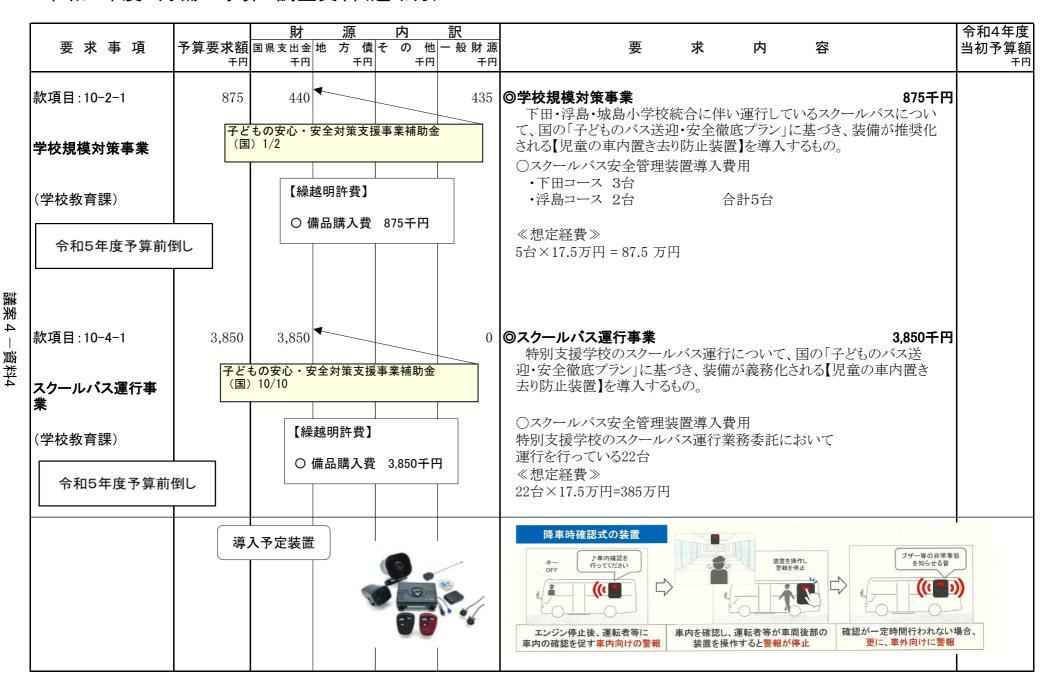
(変更)

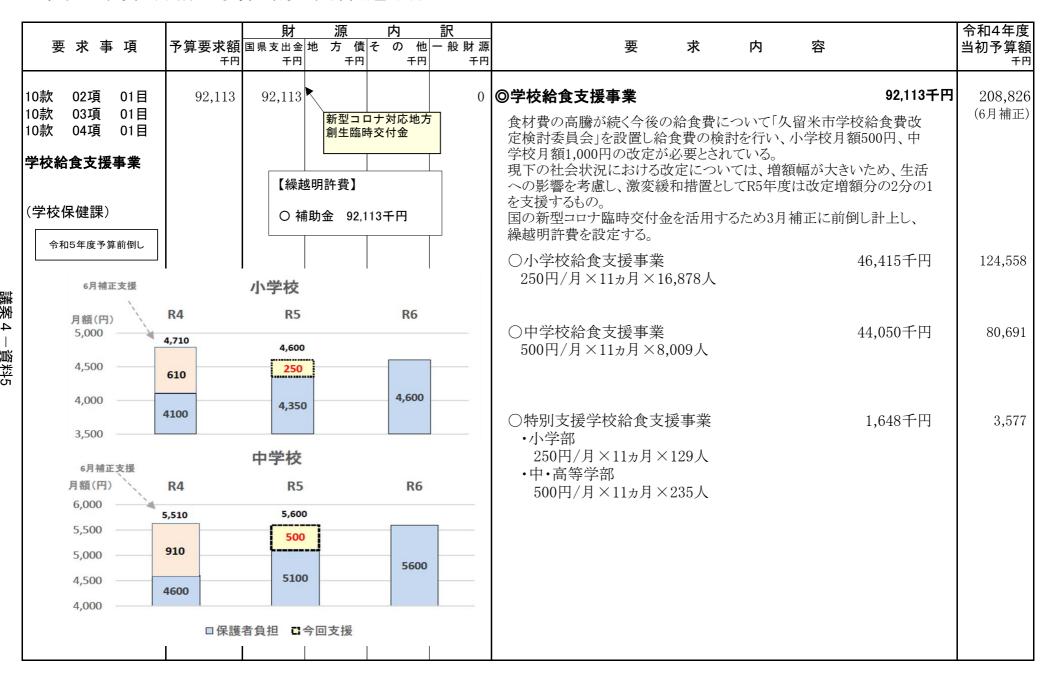
起債の目的	補正前	補正後		
だ頂の日的	限度額	限度額		
	千円	千円		
義務教育施設整備事業	456, 000	834, 000		
特別支援学校施設整備事業	2, 900	25, 000		
高等学校施設整備事業	60, 100	63, 500		
社会教育施設整備事業	304, 600	330, 500		
保健体育施設整備事業	33, 300	81, 600		

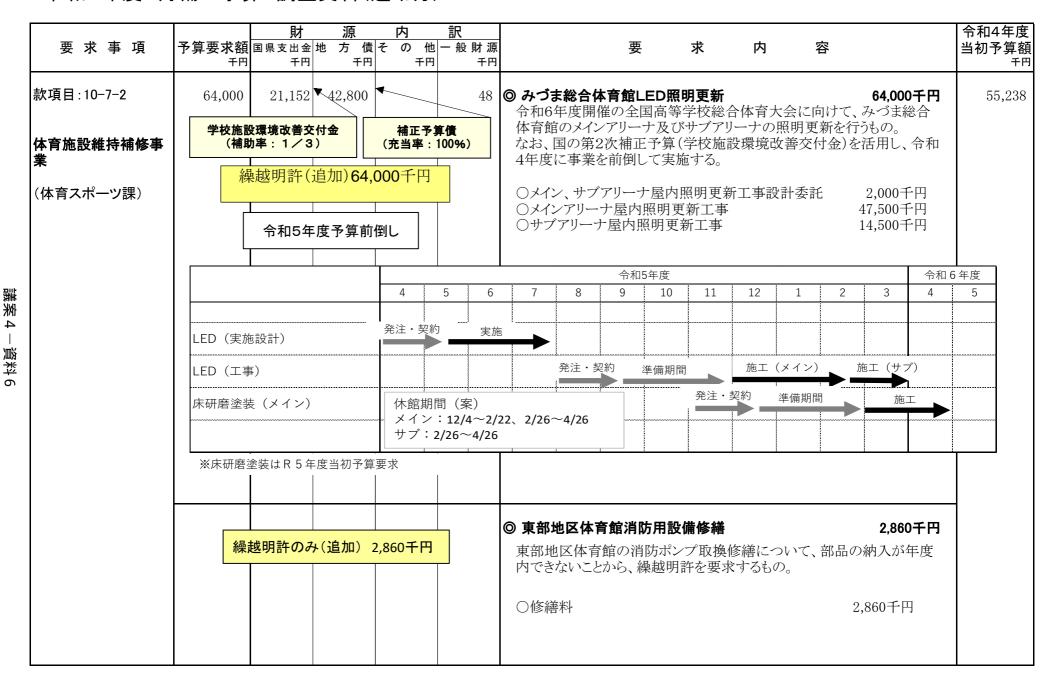
要求事項	予算要求額 <sup>千円</sup>		源 也 方 債 そ 千円	<b>内</b> ・の他 ・	訳 一般財源		要	Ī	求	内	容		令和4年度 当初予算額 <sup>千円</sup>
款項目:10-1-2	2,890	教育	振興事業費名	2,890 <b>寄附金</b>	0	◎教育振興基 学校教育の ため、教育者	充実のたる	めの特定			初予算想定額を	<b>2,890千円</b> を上回った	1,218
教育振興基金運用事 業									亚乙甲族	₹7ĦI II.	y & 0 v 2 <sub>0</sub>		
(教育部総務)						○教育振興 補正額:3,			218千円(	予算) =	=2,582千円	2,890千円	1,218
						【R4実績・見込	】 		寄附月		寄附金額 備考(	(円) (用途等(予定))	
						①一般	3113 H	R4.			1,500,000 江上小方		
						②一般		R4.			150,000 通常積3		
						③(株)マツダペ		R4.			100,000 通常積3		
						④浮羽ライオン	ズクラブ	R4.			450,000 通常積3		
						⑤久留米間税会 ⑥日商保険コン	<u> ш = , \ , б</u>		12 (予定) 12 (予定)		100,000 通常積3		
						の日間保険コン ⑦R5.1~R5.3見			12(アル) 1~R5.3(見)	(,,	1,000,000 久留米雨 500,000 概算	尚未而仪 ————————————————————————————————————	
						() ((3.1 ((3.5)E)		合計	R4.12時点		3,800,000 R4予算	額 1,218,000	
						F (1.1.7							
						【参考】	H30	R1	R2	(P R3	H)		
						予算額	1,139,000				200		
						寄附金積立額	500,000	648,775					
						利子積立額	147,048	6,525	4,789		430		
						積立額合計	647,048	655,300	304,789	112,4	430		
						□教育振興 令和3年度		,998,393	3円				











### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日) (法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他 特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合 においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

### 第5号議案

令和5年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理につい て

上記の議案を提出する。 令和5年2月28日 教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和5年度教育費予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和5年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理について

令和5年度教育費予算に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和5年度教育費予算に係る意見の申出について

令和 5 年度教育費予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

# 第1表 歳入歳出予算(抜粋)

歳出

款	項	金額
		千円
		13, 871, 060
	1 教育総務費	2, 210, 077
	2 小学校費	2, 964, 042
10 教育費	3 中学校費	1, 422, 751
	4 特別支援学校費	338, 945
	5 高等学校費	1, 419, 716
	6 社会教育費	4, 417, 726
	7 保健体育費	1, 097, 803

# 第2表 繰越明許費(抜粋)

款	項	事業名	金額
			千円
10 教育費	7 保健体育費	体育施設維持補修事業にかかる工事費	14, 253

# 第3表 債務負担行為(抜粋)

事項	期間	限度額
		千円
GIGAスクール情報通信ネットワーク及び端末運用保守業務委託料	令和5年度から令和6年度まで	25, 035
校務系ネットワーク環境構築運用業務委託料	令和5年度から令和11年度まで	773, 643
小学校外国語指導助手派遣委託料	令和6年度から令和8年度まで	141, 000
小 学 校 給 食 調 理 委 託 料	令和6年度から令和10年度まで	590, 745
小学校給食生ごみ処理機リース料	令和5年度から令和9年度まで	2, 476
小 学 校 看 護 師 派 遣 委 託 料	令 和 6 年 度	10, 802
中学校外国語指導助手派遣委託料	令和6年度から令和8年度まで	141, 000
中学校看護師派遣委託料	令 和 6 年 度	11, 530

# 第4表 地方債(抜粋)

起債の目的 限度額										限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義	務	教	育	施	設	整	備	事	業	千円 388, 500	普通貸借又は証券発	し方式で借り入れる	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す
高	等	学	校	施	設	整	備	事	業	1, 400		においては、当該見 り据置期間を短縮し	る事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換え
社	会	教	育	施	設	整	備	事	業	788, 000		直し後の利率)	は株工順歴又は個別に個換えすることができる。
保	健	体	育	施	設	整	備	事	業	92, 500			

# 令和5年度予算 教育部 基本方針

### 目標

- 1 子どもたちが**安全で安心**して学ぶことができる市民から信頼 された教育環境づくり
- 2 全ての子どもたちに対する**学力の保障と向上**、確かな学びの 機会の提供
- 3 子どもが抱える困りごとについて、周囲が早期に気付き、 **きめ細かく支援**できる教育環境の構築
- 4 小学校の統合による、より良い教育環境の実現
- 5 安全安心な学校施設の整備と老朽化した校舎の計画的な改築
- 6 教育ICTを効果的に活用した**魅力ある学び**の提供

市立学校の教員としての職に誇りと愛着を抱く人材の育成

## 背景・課題

子ども基本法の施 行による**子どもの 権利**の尊重 学びのニーズの多 様化と感染症によ る**不登校の急増**  いじめや虐待など **子どもの困りごと** が多様化・複雑化 深刻化・潜在化

L

発達障害等の子ど もの増加により特 別支援教育のニー ズが増大

教員の**多忙化**と構造的で慢性化している**教員不足** 

情報化・グローバル 化が進み変化の激し い社会を生き抜く力 の育成が重要に

児童生徒の**偏在**と 学校施設の深刻な **老朽化** 

教育ICTを活用した 個別最適な学びと 協働的な学びの環 境整備 急速な少子化の中 人口対策の面でも 学校教育が重要な 要素

## 基本方針

- ► **安全で安心**して学べる、**子どもの権利が尊重**された教育環境づくりを目指して「自己肯定感や自己有用感の育成」「子どもの自己決定 の場の確保」「個性や多様性を認め合う学校づくり」に取り組みます。
- ► 子ども一人ひとりが個性と能力に応じて社会に参画し、活躍できるようにするため「特色ある学校づくり」「ICTを活用した授業改善」 を通して、**学力の保障と向上**を進めます。
- ▶ 子どもの困りごとを早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、**いじめ防止や不登校対応、発達障害の支援等**に応じた 専門家(弁護士・医師・SC・SSW等)や地域人材の活用による支援に取り組みます。
- ▶ より良い教育環境を実現するための小学校統合と老朽化した学校施設への対応を関連付けながら取り組みます。
- ▶ 教員の**働き方改革と働きがい改革**に取り組み、子どもと向き合う時間を確保しながら教員自身も成長できる環境づくりを進めます。

学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

教育に関する大綱 市教育振興プラン 笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

子いてフな

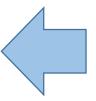
7條

楽しい学校【安全・安心な学び舎】

# 令和5年度予算 市民文化部 基本方針

# 1. 直面する課題

- ▶市税収入の確保・市民サービスの向上
- ▶市民の文化芸術・生涯学習・スポーツ活動の活性化
- ▶歴史遺産のさらなる活用・魅力向上
- ▶公共施設の老朽化



# 背景

市民ニーズとライフスタイルの多様化 人口減少・少子高齢社会の進展 ウィズコロナ・ポストコロナにおける社会活動の継続 新しい生活様式の実践 行政のデジタル化 人生100年時代 文化芸術・スポーツ立国実現への動き

# 2. 基本方針

- ▶市民生活に最も密接に関連する業務を所管する部局として、ウィズコロナ・ポストコロナにおける社会経済状況や市民ニーズの変化へ的確に対応する。
- ▶市政の重要テーマ「心豊かな市民生活を創造するまちづくり」の実現に向け、市民が地域に愛着や誇りを感じながら鑑賞・活動できる、文化芸術、生涯学習及びスポーツ等の魅力ある事業を、人材育成・担い手育成の視点を踏まえながら戦略的に進めていく。
- ▶郷土の歴史を未来へ継承するために、歴史資源の適正な保存と効果的な活用に取り組むとともに、その魅力をあらゆる媒体を駆使して多方面に向けて発信していく。
- ▶文化施設、生涯学習施設、体育施設等を通じた市民サービスを持続的に提供していく。

# ①市税収入の安定的な確保と市民サービスの充実・向上

- (1) 市税の収納率向上に係る取組強化 適切な賦課業務の推進及び納付環境の整備、初期滞納対応
- (2)マイナンバーカードの交付促進及び機能追加への対応 交付体制の整備と住基法改正に伴うシステム改修
- (3) 市民窓口におけるサービス向上及び感染症対策 証明発行手数料におけるキャッシュレス決済の導入拡大

### ③生涯学習・スポーツの振興と歴史遺産の保存・活用

- (1) 生涯学習の推進、スポーツ人口増加の取り組みやアスリート支援 校区での生涯学習活動支援、教室や体験会を通した障害者スポーツ普及促進
- (2) 市民の自己学習の場としての図書館づくり 電子図書館システムの導入による市民の利便性向上
- (3) 歴史遺産の保存・活用の推進 「筑後川遺産」登録による歴史ルートづくりの推進、国府整備基本計画の策定

## ②文化芸術活動の推進

- (1) **魅力ある美術館・音楽によるまちづくりの推進** 展覧会の実施と市民に親しまれる石橋文化センターの運営、音楽イベントの 開催や音楽アーティストの発掘・育成
- (2) シティプラザを最大限活用した文化·活力の創造 情報発信と安心・快適なサービスを提供するための施設運営、多様で話題性の ある自主・提携事業の開催による賑わい創出と地域経済の活性化

### ④公共施設の適切な管理

- (1)公共施設の維持・補修
- (2)公共施設の集約化

所管する文化施設、生涯学習施設、体育施設等について、市公共施設総合管理 基本計画の内容を踏まえた計画的な改修や集約化に取り組む

### R5年度教育費 予算の状況

(単位:千円)

			比	 較		今年度の	財源内訳	(単位:千円 <u>)</u>
項目	R5予算	R4当初予算				特定財源	7711171	40.01.00
	(A)	(B)	増減額(A-B)	増減率(%)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 教育総務費	2,210,077	1,989,525	220,552	11.1	125,739	0	279,921	1,804,417
1 教育委員会費	8,080	8,030	50	0.6	0	0	0	8,080
2 事務局費	2,170,345	1,954,061	216,284	11.1	125,739	0	278,921	1,765,685
3 教育センター費	31,652	27,434	4,218	15.4	0	0	1,000	30,652
2 小学校費	2,964,042	2,871,818	92,224	3.2	75,992	192,100	133,258	2,562,692
1 学校管理費	2,257,383	2,171,471	85,912	4.0	58,185	192,100	89,258	1,917,840
2 教育振興費	692,720	697,801	-5,081	-0.7	17,807	0	34,000	640,913
3 学校建設費	13,939	2,546	11,393	447.5	0	0	10,000	3,939
3 中学校費	1,422,751	1,364,547	58,204	4.3	42,036	196,400	98,357	1,085,958
1 学校管理費	902,347	704,330	198,017	28.1	23,850	196,400	38,237	643,860
2 教育振興費	511,639	484,442	27,197	5.6	18,186	0	52,120	441,333
3 学校建設費	8,765	175,775	-167,010	-95.0	0	0	8,000	765
4 特別支援学校費	338,945	320,648	18,297	5.7	82,717	0	252	255,976
1 学校管理費	261,988	250,014	11,974	4.8	69,502	0	252	192,234
2 教育振興費	76,957	70,634	6,323	9.0	13,215	0	0	63,742
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
5 高等学校費	1,419,716	1,497,723	-78,007	-5.2	5,646	1,400	19,507	1,393,163
1 高等学校管理費	1,413,632	1,490,642	-77,010	-5.2	5,400	1,400	19,507	1,387,325
2 教育振興費	6,084	7,081	-997	-14.1	246	0	0	5,838
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
6 社会教育費	4,417,726	3,778,449	639,277	16.9	173,281	788,000	268,472	3,187,973
1 社会教育総務費	2,697,076	2,182,013	515,063	23.6	80,411	436,800	233,973	1,945,892
2 生涯学習センター費	597,361	320,441	276,920	86.4	72,133	234,500	0	290,728
3 図書館費	254,317	239,912	14,405	6.0	20,735	18,900	0	214,682
4 教育集会所費	57,003	58,999	-1,996	-3.4	1	5,500	0	51,502
5 田主丸複合文化施設費	97,517	166,833	-69,316	-41.5	0	31,200	5,000	61,317
6 城島総合文化センター費	105,494	248,119	-142,625	-57.5	0	33,300	3,000	69,194
7 城島ふれあいセンター費	17,860	13,411	4,449	33.2	1	2,600	0	15,259
8 久留米シティプラザ費	591,098	548,721	42,377	7.7	0	25,200	26,499	539,399
7 保健体育費	1,097,803	1,016,425	81,378	8.0	0	92,500	21,533	983,770
1 保健体育総務費	171,390	163,935	7,455	4.5	0	0	21,533	149,857
2 体育施設費	384,867	383,273	1,594	0.4	0	52,400	0	332,467
3 学校給食共同調理場費	541,546	469,217	72,329	15.4	0	40,100	0	501,446
教育費 合計	13,871,060	12,839,135	1,031,925	8.0	505,411	1,270,400	821,300	11,273,949
一般会計 合計	144,870,000	146,320,000	-1,450,000	-1.0	41,971,345	6,600,000	12,812,313	83,486,342

# ◇◇◇ 10 款 教育費 ◇◇◇

### [1項 教育総務費]

#### 2目 事務局費

○ 私立幼稚園助成12,212 千円

・心身障害児教育費補助 6,750 千円

•運営費等補助 2,772 千円

•研修事業費補助 2,139 千円

○ 教育振興プラン推進事業 453 千円

○ 教科等教育研究推進事業 3.719 千円

○ 教育ICT活用事業 242,808 千円

国のGIGAスクール構想に基づき、市立学校に配備した1人1台のコンピュータ端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実施する。

◇授業支援及び学習ドリルソフトの活用

35,816 千円

コンピュータ端末を活用した授業を行う上で必要な機能(画面・教材の共有等)及びAIにより子どもの状況に応じた学習ができるドリルソフトを活用する。

◇教育ICT環境の維持管理・拡充

142,946 千円

校内情報通信ネットワークやコンピュータ端末を円滑で確実に活用するための運用保守や光回線 費用のほか、回線の増強やWi-Fi環境の追加整備を行う。

◇教員のICT活用支援

16,752 千円

教員のICT活用力の向上を図るため、ICTモデル校指定や教職員研修を行う。

○ 情報教育推進事業 14,408 千円

○ 学校ICT環境整備事業

349,245 千円

久留米市立小・中・特別支援学校等で使用する校務支援システム等の維持管理を行うとともに、令和6年8月末で保守期限等が満了するため、次期校務支援システム等の構築を行い、様々な教育情報の安全かつ適正な管理運用や教職員の負担軽減による働き方改革を推進する。

◇現行校務支援システム等の維持管理

149,245 千円

◇次期校務支援システム等の構築【新規】

200,000 千円

○ 就学相談事業1,336 千円

○ 学校人権·同和教育事業 20,463 千円

○ 学校訪問看護支援事業 4,228 千円

○ 発達障害支援事業4,510 千円

○ 外国人等児童生徒サポート事業 3,556 千円

### 【新規】教育支援総合対策事業

6,846 千円

学校だけでは解決が困難になっているいじめ・不登校への対応等に関して、教育相談体制の充実強化を図り、問題解消に向けた支援を行うことによって、子どもたちが安全で安心して学ぶ教育環境づくりを進める。

◇学校問題相談•課題対応

530 千円

各種専門職への相談謝金(弁護士、医師等)

◇SC・SSWへのスーパーバイザー謝金

1,565 千円

◇スクールアドバイザー講師謝金

1.056 千円

◇いじめ等防止対策委員会の設置【新規】

137 千円

いじめ防止等の対策及びいじめの重大事態等に係る調査審議を行うため、弁護士等の専門家で構成する常設の委員会を設置する。

◇不登校対策等研修会【新規】

150 千円

教職員の理解及びスキル向上を目指して、不登校の関係者や先進的な取り組みを実践している 方による研修会を実施する。

◇不登校児童生徒に対するアプローチ体制の充実【新規】

3.408 千円

全ての不登校児童生徒が当該期間中に相談・支援を受けることができるようにするため、家庭訪問やオンラインなど効果的な手法について調査研究を行う。

○ 教育支援教室らるご久留米運営事業

8,444 千円

○ 久留米市奨学金

17,876 千円

〇 学校保健会助成

2,416 千円

○ 学校給食会助成

24,566 千円

○ 学校における働き方改革推進事業

12,239 千円

教員の業務改善の取組を推進し、負担軽減及び多忙化の解消を図るため、教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)を配置する。

◇教員業務支援員の配置(27校)

12,239 千円

#### 3目 教育センター費

〇 教職員研修事業

15,904 千円

○ 教育活動支援事業

2,158 千円

○ 教育課題研究事業

446 千円

# [2項 小学校費]

### 1目 学校管理費

○ 小学校ICT環境整備事業

102,082 千円

○ 小学校図書館図書整備事業

13,102 千円

○ 小学校学力·生活実態調査事業

9,308 千円

○ 小学校外国語指導助手活用事業

36,176 千円

$\circ$	城島小学校スクールバス運行事業		20,461 千円
0	小学校施設維持管理事業		113,234 千円
0	小学校施設長寿命化事業		175,138 千円
	学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。		
	◇校舎外壁改修事業(田主丸小)	2,671 千円	
	◇校舎防水改修事業(金島小)	25,040 千円	
	◇屋内運動場屋根改修事業(長門石小)	34,860 千円	
	◇校舎便所改修事業(善導寺·川会小)	6,661 千円	
	◇LED改修事業(荘島・鳥飼・金丸・上津・善導寺・三潴小)	105,906 千円	
0	小学校空調機整備事業		4,698 千円
0	小学校給食の充実		629,904 千円
	•学校給食調理委託	611,248 千円	
	・給食室の修繕等	18,656 千円	
0	小学校給食室環境維持推進事業		16,123 千円
2目	<u>教育振興費</u>		
0	就学援助費		300,100 千円
0	小学校図書活動の推進		99,761 千円
0	小学校事務支援事業		62,172 千円
0	小学校人権•同和教育事業		1,425 千円
0	小学校通級指導教室充実事業		24,747 千円
$\circ$	小学校スクールカウンセラー活用事業		6,702 千円
$\circ$	小学校特別支援教育支援員活用事業		107,249 千円
$\circ$	小学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業		18,007 千円
$\circ$	小学校くるめ学力アップ推進事業		4,100 千円
	•特色ある教育実践指定校事業	1,800 千円	
	•学習習慣定着支援事業	2,045 千円	
0	小学校不登校対応総合推進事業		20,870 千円
	and the second of the second o		

10,892 千円

○ 医療的ケア対応事業

### 3目 学校建設費

○ 小学校施設の整備・充実

13,939 千円

◇耐力度調査の実施(東国分・合川小)【新規】 老朽化した建物の耐力度調査を行う。 11,393 千円

### [3項 中学校費]

### 1目 学校管理費

○ 中学校外国語指導助手活用事業 36,907 千円

○ 中学校ICT環境整備事業 46,285 千円

〇 中学校学力·生活実態調査事業 7,601 千円

〇 中学校図書館図書整備事業 11,539 千円

○ 中学校施設維持管理事業 58,336 千円

○ 中学校施設長寿命化事業 144,457 千円

学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。

◇校舎外壁改修事業(青陵・田主丸中) 7,039 千円

◇校舎防水改修事業(江南·城島中) 52,536 千円

◇LED改修事業(城南·諏訪·明星·北野中) 71,212 千円

◇グラウンド改修事業(江南中) 13,670 千円

〇 中学校空調機整備事業

46,011 千円

◇特別教室等への空調機新設(17校)【新規】 44,445 千円 近年の猛暑による熱中症対策など、生徒や教職員の健康・安全面の観点から、空調機が未設置 の特別教室等に新設するための設計業務を行う。

○ 中学校給食の充実32,849 千円

• 学校給食調理委託 30,420 千円

・給食室の修繕等2,429 千円

○ 中学校給食室環境維持推進事業 2,354 千円

### 2目 教育振興費

○ 就学援助費 255,249 千円

○ 中学校図書活動の推進 38,528 千円

○ 中学校事務支援事業 29,304 千円

〇 中学校区人権教育·啓発推進事業 6,600 千円

〇 中学校部活動活性化事業		22,645 千円
○ 中学校スクールカウンセラー活用事業		9,828 千円
○ 中学校人権·同和教育事業		475 千円
○ 中学校特別支援教育支援員活用事業		24,249 千円
〇 中学校通級指導教室充実事業		5,889 千円
○ 生徒指導充実事業		22,872 千円
〇 中学校美術振興事業		2,646 千円
○ 中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業		6,252 千円
○ 中学校くるめ学力アップ推進事業		5,596 千円
・特色ある教育実践指定校事業	600 千円	
•学習習慣定着支援事業	706 千円	
•中学校放課後等学習会事業	4,290 千円	
○ 中学校不登校対応総合推進事業		36,047 千円
〇 中学校英語教育充実事業		13,319 千円
○ 医療的ケア対応事業		11,620 千円

### 3目 学校建設費

○ 中学校施設の整備・充実◇耐力度調査の実施(荒木中)【新規】老朽化した建物の耐力度調査を行う。8,503 千円

○ 諏訪中学校校舎改築事業 262 千円

# [4項 特別支援学校費]

### 1目 学校管理費

○ 特別支援学校教職員研修事業
 ○ 特別支援学校ICT環境整備事業
 ○ 特別支援学校施設維持管理事業
 ○ スクールバス運行事業
 ・スクールバスの更新(1台)
 14,217 千円

○ 特別支援学校給食の充実27,167 千円

•学校給食調理委託 25,688 千円

・給食室の修繕等 1,479 千円

### 2目 教育振興費

○ 就学援助費 686 千円

○ 特別支援学校図書活動の推進 2,262 千円

○ 特別支援学校事務支援事業 1,628 千円

○ 特別支援教育進路指導事業 4,415 千円

○ 医療的ケア対応事業 39,413 千円

○ 特別支援学校スクールカウンセラー活用事業 454 千円

### [5項 高等学校費]

### 1目 高等学校管理費

○ 久留米市外三市町高等学校組合負担金 264,359 千円

○ 高等学校施設維持管理事業 4,350 千円

○ 高等学校施設長寿命化事業 1,646 千円

•屋内運動場床改修事業(久留米商業) 1,646 千円

○ 校内情報ネットワークの整備 9,156 千円

○ IT活用教育推進 17,742 千円

○ がんばる久留米の市立高校応援事業 178 千円

## [6項 社会教育費]

#### 1目 社会教育総務費

○ 地域生涯学習振興事業 68,630 千円

•青少年学校外活動支援事業費助成 10,350 千円

•校区生涯学習振興事業費助成 28,634 千円

・地域力アップセミナー【新規】 300 千円

<ul><li>○ 社会教育団体支援事業</li></ul>		21,281 千円
•少年団体助成	4,884 千円	
・女性団体助成	3,067 千円	
・LLネットコアくるめ助成	11,532 千円	
○ 体験活動推進事業		4,752 千円
・少年の翼事業助成	2,900 千円	
・わくわく遊友体験事業助成	1,192 千円	
○ 久留米市生きがい健康づくり財団助成		79,294 千円
○ 社会人権・同和教育事業		23,058 千円
○ PTA連合会助成		2,920 千円
○ 文化施設整備事業		59,158 千円
〇 文化施設維持補修事業		76,574 千円
○ 市民文化活動助成		17,135 千円
·久留米連合文化会	4,000 千円	
•久留米市総合美術展	2,900 千円	
・市民オーケストラ	900 千円	
・久留米ちくご大歌舞伎	900 千円	
○ 個性を生かす文化事業		900 千円
•石橋正二郎名誉市民顕彰事業費補助金	900 千円	
○ 市民文化振興体制の充実事業		316,125 千円
•(公財)久留米文化振興会助成	306,125 千円	
<ul><li>○ 人材育成·情報発信事業</li></ul>		8,241 千円
○ 音楽によるまちづくり推進事業		12,285 千円
・くるめライブチャレンジ事業	10,668 千円	
○ 美術館事業		314,968 千円
・美術館指定管理料	219,235 千円	
・美術品購入費	80,000 千円	
・美術振興基金積立金	11,875 千円	
○ 文化創造事業		53,889 千円
・多様で上質な鑑賞事業	20,409 千円	
・子ども事業・普及啓発事業	14,596 千円	
○ 青木繁記念大賞ビエンナーレ		4,000 千円
○ 歴史ルートづくり事業		4,062 千円

0	筑後国府跡歴史公園整備事業		321,457 千円
0	歴史的建造物保存整備事業		2,561 千円
0	史跡等環境整備活用事業		12,288 千円
0	文化財施設維持補修事業		21,751 千円
0	発掘調査事業		150,488 千円
0	埋蔵文化財センター事業		2,345 千円
0	文化財保護団体等育成事業		1,418 千円
0	坂本繁二郎生家活用事業		322 千円
0	歴史資料保存活用事業		8,035 千円
0	有馬記念館活用事業		9,787 千円
2目	生涯学習センター費		
0	生涯学習センターの管理運営		232,429 千円
0	生涯学習センター附帯施設の管理運営		18,237 千円
0	生涯学習センター活用事業		5,831 千円
0	生涯学習センター維持補修事業		340,864 千円
•	えーるピア久留米ZEB化設計委託	75,332 千円	
•	野中生涯学習センター多目的棟電気室内漏水対応工事	54,927 千円	
•	北野生涯学習センター大ホール照明設備改修	23,375 千円	
•	・三潴生涯学習センターZEB化設計委託	32,868 千円	
3目	<u>図書館費</u>		
0	図書館運営費		131,528 千円
0	図書館整備事業		200 千円
0	図書資料整備充実事業		53,959 千円
0	図書館福祉サービスボランティア活動促進事業		1,174 千円
0	子どもの読書環境整備事業		4,890 千円
0	図書館維持補修事業		21,096 千円

21,096 千円

・中央図書館来館者用エレベーター更新業務委託

### 【新規】電子図書館導入事業

41,470 千円

開館時間に関係なく、どの時間帯でも利用が可能な非来館型のサービスとして、パソコンやスマートフォン、タブレット端末を用いて、読書を楽しめる電子図書館システムを導入する。

久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町で連携して取り組む。

◇初期導入委託料 770 千円

◇電子書籍コンテンツ使用料 40,700 千円

### 4目 教育集会所費

○ 教育集会所整備事業 8,792 千円

### 5目 田主丸複合文化施設費

○ そよ風ホールの管理運営 48,610 千円

○ そよ風ホール活用事業 5,000 千円

○ そよ風ホール維持補修事業43.907 千円

・ワイヤーロープ及び金物類の更新 24,860 千円

### 6目 城島総合文化センター費

○ 城島総合文化センターの管理運営 53,381 千円

○ インガットホール活用事業3,500 千円

○ 城島総合文化センター維持補修事業 48,613 千円

・空調リモートユニット交換修繕 10,980 千円

### 7目 城島ふれあいセンター費

○ 城島ふれあいセンターの管理運営14,276 千円

○ 城島ふれあいセンター維持補修事業 3,584 千円

### 8目 久留米シティプラザ費

○ 久留米シティプラザ施設管理費558,055 千円

•施設管理費 442,530 千円

·舞台施設運営費 115,525 千円

○ 久留米シティプラザ魅力向上・発信事業 7,428 千円

• 広報宣伝活動費 5,852 千円

○ 久留米シティプラザ提携事業チケット等販売負担金 25,615 千円

### [7項 保健体育費]

### 1目 保健体育総務費

○ スポーツ大会振興事業

4,700 千円

·紫灘旗全国高校遠的弓道大会

1,200 千円

・久留米国際女子テニス大会

3,000 千円

・九州地区グラウンド・ゴルフ交歓福岡県大会

500 千円

○ スポーツ交流推進事業

4,962 千円

・久留米市スポーツ少年団

1,900 千円

○ MICE誘致推進事業

1.333 千円

#### 【新規】 令和6年度全国高等学校総合体育大会

1,800 千円

令和6年度に北部九州4県で開催される全国高等学校総合体育大会(インターハイ)のうち、ハンドボール競技を久留米市で開催するために実行委員会を設立し、大会準備を行う。

◇全国高等学校総合体育大会久留米市実行委員会補助金

1,800 千円

○ スポーツ推進委員養成事業

8,354 千円

○ (公財)久留米市スポーツ協会助成

56,552 千円

○ 市民スポーツ推進事業

7.799 千円

◇ジュニアアスリート発掘・支援

3,709 千円

・トップアスリート、ネクストトップアスリート支援

1,710千円

ジュニアアスリート褒賞

1,200千円

・ジュニアアスリートスポーツ講習会【新規】

369千円

アスリート育成および指導者の資質向上を図るために体系的な講習会を久留米大学と連携して実施する。

・県タレント発掘事業受講者支援【新規】

430千円

福岡県タレント発掘事業受講生の身体づくりを"食"の面から支えるためにアスリートフードマイスターが季節ごとにセレクトした久留米産の野菜や肉などの食材を贈る。

◇スポーツ機会の提供・充実

2,289 千円

◇ホストタウンスポーツ交流

1,079 千円

◇障害者スポーツ普及促進【新規】

622 千円

障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しみ、生きがいが持てる社会を実現するため、また障害者スポーツに対する理解度を高めるために障害者スポーツに関する教室や体験会を開催する。

○ 保健体育総務費

18,569 千円

•学校体育施設開放管理委託

13,897 千円

### 2目 体育施設費

〇 保健体育施設費		324,967 千円
•体育施設指定管理料	139,922 千円	
・久留米市民温水プール指定管理料	53,248 千円	
・久留米総合スポーツセンター管理運営負担金	89,549 千円	
〇 体育施設維持補修事業		59,900 千円
・久留米市野球場バックスタンド屋根天井改修工事等	25,094 千円	
・みづま総合体育館メインアリーナ床改修工事	14,253 千円	
・B&G海洋センタープール下水道切替工事	7,562 千円	
・上津児童体育館床及び外壁改修工事	7,259 千円	
・田主丸アリーナ屋内照明更新工事設計委託	1,373 千円	

## 3目 学校給食共同調理場費

•中央学校給食共同調理場

○ 学校給食共同調理場の運営	541,546 千円

384,597 千円

•田主丸学校給食共同調理場 156,949 千円

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日) (法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他 特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合 においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

### 第6号議案

久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

久留米市教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

学校施設の老朽化の観点を踏まえた対応やこれまでの取組実績を踏まえた新たな対応などについて、久留米市立小学校小規模化対応方針の一部を改正しようとするものである。

### 久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

久留米市立小学校小規模化対応方針(平成30年10月19日30学 教第1324号、令和3年12月13日3学教第3512号一部改正) の一部を別紙のように改正する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

# 久留米市立小学校小規模化対応方針 見直し(案)

久留米市教育委員会

### (※以下、今回の見直し箇所を網掛けで表示しています。)

### 目 次

1	策定の	趣旨	旨等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
2	児童生	€徒釒	数の	推	移		推	計	等	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	3	
3	学校 <i>0</i>	) 役	割等	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	
4	小規模	莫校(	の課	題	等	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
5	学校規	見模(	の考	え	方	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
6	学校施	<b></b> 設(	の老	朽	化	対	応													-		1 (	0
7	対応の	方	策 等		•	•				•	•	•	•	•	•		•	•	•	-		1 :	2
8	留意事	耳項	等・																			1 :	8

### 1 策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国の手引き」という。)を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村にに対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に大たに、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に大た活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施にている。とりわけ、複式学級※1が存在する学校にいては、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学区域審議会(以下「通学区域審議会」という。)に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問し、平成27年2月に答申を受けたところである。通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

一方、本市の学校施設は昭和40年代から50年代にかけて整備されたものが多く、今後、改築等の施設の更新需要が急激に高まることが見込まれているが、国・地方ともに財政は厳しい状況にあり、安全・安心・快適な教育環境を効率的かつ効果的に整備していくことが求められている。

そのため、教育委員会では学校の小規模化対応にあたっては、学校施設の老朽化の観点を含めながら取り組むために、本方針の見直 しについて、令和4年12月に通学区域審議会に諮問した。令和5 年2月にその答申を受け、学校施設の老朽化の観点を踏まえた対応 について、また、市で初めての小学校統合である令和3年4月の下 田・浮島・城島小学校の統合など、これまでの取組実績を踏まえた 新たな対応について、本方針の見直しを行った。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域 審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え 方や方向性等を定めるものとする。

<sup>※1</sup> 複式学級の編制基準 (「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条) 隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式 学級編制となる。

### 2 児童生徒数の推移・推計等

### (1) 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市 においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定され る。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、児童数1,000人以上の学校がある一方で、70人以下の学校があるなど学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制の学校(以下「複式学級校」という。)はないものの、今後の推計によると、令和10年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

### 〇児童生徒数の推移

(令和4年5月1日現在)

区 分	ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	令和4年	令和 10 年(推計)
小学校児童数	27,387 人	16,126人	14,071 人
中学校生徒数	13,599 人	7,205 人	7,460 人

### 〇学級数・学校規模の推移

(令和4年5月1日現在)

	区分	ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	令和4年	令和 10 年(推計)
小	学級数	754 学級	578 学級	539 学級
学	全1学年1学級の学校数	5 校	15 校	9 校
校	複式学級校数	0	0 校	5 校
中	学級数	344 学級	204 学級	211 学級
学	全1学年1学級の学校数	0	0	0
校	複式学級校数	0	0	0

なお、小学校については、長期的には、令和27年度には児童数13, 588人(ピーク時の約50%) となることが推計されている。

### 3 学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第3期教育振興基本計画においては、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとしており、社会の変化に受け身で対応するのではなく、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、より良い社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育むことを目指している。

そして、令和2年度から小学校で全面実施された新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善が求められている。

そうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む小学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級校は、7ページから8ページに述べているように、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

#### 【参考】

(教育基本法) 第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。 (国の手引き)

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

#### 4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも小学校44校のうち17校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、一般的に次のような長所があると言われている。

- ○児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ○児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい。
- ○児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動において リーダーを務める機会が多くなる。
- ○児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、 保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。
- ○異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動 的に行うことができる。

一方で、小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、 切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があると言われている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、 影響が色濃く出てくると考えられる。

<sup>※2</sup> 小・中学校の学級数(「学校教育法施行規則」第41条及び第79条)

小・中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

### 【学習面における課題】

- ○体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合 奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- ○児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行 いづらい。

### 【生活面における課題】

- ○多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団に おける社会的経験の場が不足しがちになる。
- ○小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定 しやすい。
- ○教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員へ の依存心が強まる可能性がある。

### 【学校運営における課題】

- ○教員個人の力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動に より教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可 能性がある。
- ○一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

#### 【複式学級の課題】

複式学級では、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている(直接指導)間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める(間接指導)ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

- ○学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待って 学習が停滞することがある。
- ○学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の 指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- ○問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、 直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- ○教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児 童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

- ○児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- ○多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ○集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を 積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。

加えて、複式学級校においては、教頭又は担任外教員(教務主任等)のいずれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識するものである。

### 5 学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を 充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に 応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年 に複数の教職員を配置できることから、1学年が複数の学級で構成 されていることが望ましいと考える。

1 学年 2 学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも 1 学年 1 学級以上(6 学級以上)であることが必要である。

- ◎教育を充実する観点から「望ましい学校規模」
  - =1学年が複数の学級で構成される規模
- ◎教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」
  - = 1 学年 1 学級以上(6 学級以上)の規模

#### 【参考】

### (国の手引き)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

#### (平成27年2月の通学区域審議会答申)

- 本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。
- ○1 学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
- ○学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

### 6 学校施設の老朽化対応

### (1) 学校施設整備の基本方針

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。このため、充実した教育活動を展開できる、機能的な施設環境を整えるとともに、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする。

### (2) 学校施設の老朽化の現状

本市では、高度経済成長期から第2次ベビーブームにおける子どもの増加に伴い、昭和40年代から50年代にかけて学校施設が集中的に整備されており、それらの多くで老朽化が進んでいる。

### 〇 小学校における「築年数」と「学校規模」との関係性 (令和4年5月1日現在)

	昭和 45 年以前に	昭和 46~55 年に	昭和 56 年以降に
	建築された校舎	建築された校舎	建築された校舎
	がある学校数	がある学校数	がある学校数
	(築 51 年以上)	(築 41 年~50 年)	(築 40 年以下)
過大規模校	2 校	0 校	0 校
(31 学級以上)	D 4		D 4
大規模校	4 校	0 校	0 校
(19~30 学級)	1 1/2	• 1	• 1
標準規模校	9 校	8 校	4 校
(12~18 学級)	3 1X	0 12	工仪
小規模校	0 校	0 校	2 校
(7~11 学級)	0 10	0 12	2 11
小規模校	5 校	8 校	2 校
(6 学級)	9 1文	0 1文	2 仪
過小規模校	0 <del>1</del>	0 长	0 뜻
(5 学級以下)	0 校	0 校	0 校
計	20 校/全44 校	16 校/全44 校	8 校/全44 校
割合	46%	36%	18%

※学校内の最も古い校舎で分類

- 〇昭和45年以前に建築された校舎がある学校の割合は46%
- ○昭和55年以前に建築された校舎がある学校の割合は82%

#### 【参考】

昭和46年:昭和43年に発生した十勝沖地震を踏まえて、構造基準が改正された。

昭和56年: これまでの耐震基準が見直され、新耐震基準 (震度6強~7程度でも倒壊しないような構造基準) に 改正された。

### (3) 学校施設の老朽化の課題

学校施設の老朽化は、子どもたちの安全安心を脅かし、充実 した教育活動に支障をきたしかねない重大な課題である。特に、 昭和45年以前に建設された校舎は、老朽化が一定程度進んだ 状態にあり、劣化の状況に応じた喫緊の対策が必要である。

これらの学校施設は、同じ年代に建設されたため、更新が必要な時期も一斉に到来することになり、多額の財源が集中的に必要となる事態が見込まれている。

また国においては、学校施設の長寿命化を掲げ、70~80 年程度の長期使用を方針として打ち出し、改築の補助要件を厳 格化している。

そのため、学校施設の更新においては、限られた財源の効率的・効果的活用、費用の縮減・平準化とともに、将来を見据えた慎重な判断が求められている。

### (4) 学校施設の老朽化の観点を含めた取組の必要性

学校施設の老朽化の現状や課題を踏まえると、子どもたちへのより良い教育環境の実現に向けた学校の小規模化対応にあたっては、学校施設の老朽化の観点を含めながら取り組む必要がある。

### ◎学校の小規模化対応

= 学校の小規模化対応にあたっては、

学校施設の老朽化の観点を含めて取り組む。

### 7 対応の方策等

### (1) 基本姿勢

児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育委員会の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである学校の小規模化対応については、重点的に取り組むものとする。

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点や学校施設の老朽化の観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

### (2) 検討の優先順位等

### 【児童数推計の観点】

### ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

### イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。

### ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全ての学年又は一部の学年において一学級編制となっている、いわゆる標準規模未満の学校については、児童数の推計を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

### 【学校施設の老朽化の観点】

上記の児童数推計の観点ア〜ウの優先順位を踏まえつつも、 学校施設の老朽化により施設の更新が必要な小規模校につい ては、優先的な対応の検討を行う。 ◎本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校=既に複式学級が発生し、固定化している小学校

なお、学校施設の老朽化の観点を踏まえ、施設の更新が 必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う。

### (3) 小規模化対応の方策等

学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や学校施設の老朽化の状況、小学校の配置状況等を十分に考慮し、効率的で効果的な方策を採用することが肝要となる。

#### ア 通学区域の変更

小規模校対応の方策としての通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討がと要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として採用するためには、小規模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校以上(19学級以上)であることが基本的な条件となる。

本市においては、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式 学級が発生している学校、あるいは今後の推計で複式学 級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの学校のいずれ においても、大規模校に隣接しておらず、今後もその見通し はない。また、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の 新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定し ていることから、その見直しは非常に難しいといえる。した がって、基本的な条件等を満たしている環境ではないため、 通学区域の変更については、対応方策として採用できない。

#### イ 小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成9年に文部科学省が示した通 学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上 の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報 を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護 者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めること で、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、平成25年2月の通学区域審議会からの中間答申に基づき、速やかに対応可能な複式学級の回避・解消の方策として本制度を採用し、特に小規模化が進んでいる

3小学校に対して導入している。平成25年度及び26年度の計2回、この3小学校へ入学・転入学する児童の募集を行った結果、1校で複式学級を回避できたものの、他の2校については、複式学級の回避・解消に至らなかった。

教育委員会ではその結果を踏まえて、本制度について検証 し、今後の運用について平成27年8月の教育委員会会議に おいて決定した。

具体的には、本制度の導入により、一定の成果が期待できる「一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校」を適切に選定して制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、今後も小規模化対応の一方策として活用できるとした。一方で、著しく児童数が減少している学校、すなわち、「長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあっては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校くりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと結論づけた。

#### ウ 学校の統合

学校の統合とは、複数の学校・通学区域を統合して一つの 学校・通学区域とすることにより学校規模の拡大を図る方策 である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらな る児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状 のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らか な場合であって、他に有効な複式学級の回避・解消の手立て が見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。 学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する2校の組み 合わせの場合と、隣接し合う3以上の小規模校等の組み合わ せによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令 上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編 入統合」と「新設統合」とがある。ここで、「編入統合」は、 統合しようとする学校のうち1校を存続させ、それ以外の学 校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとす る学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。 このような学校の統合については、複数の通学区域を一つ の通学区域とし、既存の学校を廃止することになるため、小 規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性 等を踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に 検討するとともに、十分かつ丁寧な説明等を通して保護者や 地域住民の理解を得ることが必須となる。

以上ア〜ウで述べたように、各方策の特性や本市における現 状等を踏まえ、小規模化対応の基本的な方策としては、学校の 統合とする。

◎小規模化対応の基本方策=学校の統合

### (4) 市民との情報共有

学校統合を進める上で、保護者や地域住民との連携・協力が 重要である。

統合の取組を円滑に進めていくためにも、児童生徒数の推計や学校施設の状況及び統合の目的や効果などについて、広く市民と情報共有に努める。

### (5) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティのシンボルとしての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。加えて、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、教育委員会では、本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み

合わせや進め方等の具体案を記載した統合基本計画案を策定し、 保護者や地域住民等に提示のうえ、十分な協議・調整等を経て、 統合基本計画を決定するものする。

なお、教育委員会の統合基本計画案の策定にあたっては、以 下の考え方を基本に策定する。

### ア 統合の組み合わせ

統合の組み合わせは、望ましい学校規模が確保される組み合せを基本としながら、隣接している小学校同士の組み合わせや進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせなどを総合的に検討する。

### イ 統合の基本的な進め方

統合基本計画案には、統合実施に至るまでの具体的な手順 やスケジュールを記載する。

ただし、統合決定から統合実施までの準備期間は、原則として、統合の正式決定年度の翌年度(一の年度)を確保する。

### ウ その他

小学校統合の取り組みと合わせて、義務教育である小・中学校の教育を一貫して行う小中一貫校※3 や義務教育学校※4 について、研究・検討を進める。

(国の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」)

※3 小中一貫校 [小中一貫型小学校・中学校 (併設型小学校・中学校)]

既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。

#### ※4 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

### 8 留意事項等

通学区域審議会の答申、国の手引き及び他市の対応方針等において、学校の統合を行う際には、通学の安全確保や統合後の地域コミュニティへの配慮など、主な留意事項が挙げられている。

学校の統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長との十分な連携・協力の下に、対象となる保護者や地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じて適切に対処することを基本とする。

### (1) 主として教育委員会が留意すべき事項

### ア 通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、久留米市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関と連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準である徒歩4kmを超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

### イ 児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境等が大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事等を計画的に行うとともに、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施し、スクールカウンセラー等の配置を行うことで個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行う。

また統合後も、児童の新たな環境への適応を支援する観点から、アンケートの実施やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定等を行う。

### (2) 市関係部局において留意が必要となる事項

### ア 地域コミュニティへの配慮

本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮等が必要となる。

### イ 地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域におけるスポーツ活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。

久留米市立小学校小規模化対応方針(平成 30 年 10 月策定)新旧対照表	7b. T. W.
現行	改正後
久留米市立小学校小規模化対応方針	久留米市立小学校小規模化対応方針(案) 
目次	目次
   1 策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・ 1	   1 策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・ 1
1 策定の趣旨等・・・・・・・・・・・ 1 	
   2 児童生徒数の推移・推計等・・・・・・・・ 2	2 児童生徒数の推移・推計等・・・・・・・・・・・ 3
3 学校の役割等・・・・・・・・・・・・・ 3	3 学校の役割等・・・・・・・・・・ <u>4</u>
4 小規模校の課題等・・・・・・・・・・ 5	4 小規模校の課題等・・・・・・・・・・・ <u>6</u>
- * + + + + + + + + + + + + + + + + + +	   5 学校規模の考え方・・・・・・・・・・ <u>9</u>
5 学校規模の考え方・・・・・・・・・・ 8	<u> </u>
   6 対応の方策等・・・・・・・・・・・・ 9	6 学校施設の老朽化対応・・・・・・・・・ 10
0 対応の対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
   7   留意事項等・・・・・・・・・・・・・ 1 3	<u>7</u> 対応の方策等・・・・・・・・・・・・ <u>12</u>
	<u>8</u> 留意事項等・・・・・・・・・・・・・ <u>18</u>

#### 策定の趣旨等

略

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課 題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学 区域審議会(以下「通学区域審議会」という。)に対して、「久留米 市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮 問し、平成27年2月に答申(以下「通学区域審議会答申」という。) を受けたところである。通学区域審議会答申では、長期的には市 全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行う ことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が 深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の 統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区 域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な 考え方や方向性等を定めるものとする。

### 改正後

#### 策定の趣旨等 1

略

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課 題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学 区域審議会(以下「通学区域審議会」という。)に対して、「久留米 市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮 問し、平成27年2月に答申(以下「通学区域審議会答申」という。) を受けたところである。通学区域審議会答申では、長期的には市 全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行う ことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が 深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の 統合を優先して行うべきであるとされている。

一方、本市の学校施設は昭和40年代から50年代にかけて整 備されたものが多く、今後、改築等の施設の更新需要が急激に高 まることが見込まれているが、国・地方ともに財政は厳しい状況 にあり、安全・安心・快適な教育環境を効率的かつ効果的に整備 していくことが求められている。

そのため、教育委員会では学校の小規模化対応にあたっては、学 校施設の老朽化の観点を含めながら取り組むために、本方針の見 直しについて、令和4年12月に通学区域審議会に諮問した。令 和5年2月にその答申を受け、学校施設の老朽化の観点を踏まえ た対応について、また、市で初めての小学校統合である令和3年 4月の下田・浮島・城島小学校の統合など、これまでの取組実績 を踏まえた新たな対応について、本方針の見直しを行った。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区 域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な 考え方や方向性等を定めるものとする。

### 2 児童生徒数の推移・推計等

#### (1) 児童生徒数の推移・推計等

略

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、児童数1,000人以上の学校がある一方で、30人以下の学校があるなど学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制※1の学校(以下「複式学級校」という。)は、2校であるが、今後の推計によると、平成36年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

#### 〇児童生徒数の推移

(平成30年5月1日現在)

区分	ピーク時 (小)昭和 57 年 (中)昭和 61 年	平成 30 年	平成 36 年(推計)
小学校児童数	27,387 人	16,133 人	16,323 人
中学校生徒数	13,599 人	7,063 人	7,624 人

#### ○学級数・学校規模の推移

(平成30年5月1日現在)

区	分	ピーク時 (小)昭和 57年 (中)昭和 61年	平成 30 年	平成 36 年 (推計)
小	学級数	754 学級	574 学級	573 学級
学	全1学年1学級の学校数	5 校	15 校	11 校
校	複式学級校数	0	2 校	5 校
中	学級数	344 学級	204 学級	214 学級
学	全1学年1学級の学校数	0	0	0
校	複式学級校数	0	0	0

なお、小学校については、長期的には、平成37年度には児童数16,254人、平成47年度には14,681人(ピーク時の約54%)となることが推計されている。

#### 改正後

### 2 児童生徒数の推移・推計等

### (1) 児童生徒数の推移・推計等

略

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、児童数1,000人以上の学校がある一方で、70人以下の学校があるなど学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制※1の学校(以下「複式学級校」という。)はないものの、今後の推計によると、今和10年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

### 〇児童生徒数の推移

(令和4年5月1日現在)

区分	ピーク時 (小) 昭和 57 年 (中) 昭和 61 年	<u>令和4年</u>	<u>令和 10 年</u> (推計)
小学校児童数	27,387 人	16,126 人	14,071 人
中学校生徒数	13,599 人	<u>7,205 人</u>	<u>7,460 人</u>

### 〇学級数・学校規模の推移

(令和4年5月1日現在)

		\ <u>11-11</u> 1	_	
	区分	ピーク時 (小) 昭和 57 年 (中) 昭和 61 年	令和4年	<u>令和 10 年</u> (推計)
小	学級数	754 学級	578 学級	539 学級
学	全1学年1学級の学校数	5 校	15 校	<u>9 校</u>
校	複式学級校数	0	0校	5 校
中	学級数	344 学級	204 学級	211 学級
学	全1学年1学級の学校数	0	0	0
校	複式学級校数	0	0	0

なお、小学校については、長期的には、 $\frac{6 \pi 27$  年度には児童数 13,588人(ピーク時の約50%)となることが推計されている。

#### 3 学校の役割等

略

国の第2期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に 学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確か な学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る とともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコ ミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力 などの育成を重視するとされている。

また、平成32年度から小学校で全面実施される新学習指導要領 においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求め られる資質・能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・ 対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改 善が求められている。

### 3 学校の役割等

略

国の第3期教育振興基本計画においては、教育を通じて生涯にわたる 一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政 策の中心に据えて取り組むとしており、社会の変化に受け身で対応する のではなく、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、より良 い社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を 育むことを目指している。

改正後

また、令和2年度から小学校で全面実施された新学習指導要領におい ては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・ 能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善が求められている。

### 4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも小学校46校のうち20校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

### 4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも小学校44校のうち17校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

久留米市立小学校小規模化対応方針(平成 30 年 10 月策定)新旧 現行	ロ対照表 改正後
- ታፒገ J	以止沒
	6 学校施設の老朽化対応
	(1) 学校施設整備の基本方針
	学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行
	<u>うための基本的な教育条件である。このため、充実した教育活動を展開</u>
	できる、機能的な施設環境を整えるとともに、快適で十分な安全性、防
	災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする。
	(2) 学校施設の老朽化の現状
	本市では、高度経済成長期から第2次ベビーブームにおける子どもの増
	加に伴い、昭和40年代から50年代にかけて学校施設が集中的に整備さ
	れており、それらの多くで老朽化が進んでいる。

)小学校における	「築年数」と「学校	規模」との関係性	(令和4年5月1日現
	昭和 45 年以前に	昭和 46~55 年に	昭和 56 年以降に
	建築された校舎	建築された校舎	建築された校舎
	がある学校数	がある学校数	がある学校数
	(築 51 年以上)	(築 41 年~50 年)	(築 40 年以下)
過大規模校 (31 学級以上)	2 校	0校	0 校
大規模校 (19~30 学級)	4 校	0 校	0 校
標準規校 (12~18 学級)	9 校	8校	4 校
小規模校 (7~11 学級)	0 校	0 校	2 校
小規模校 (6 学級)	5 校	8校	2 校
過小規模校 (5 学級以下)	0 校	0 校	0 校
計	20 校/全 44 校	16 校/全 44 校	8 校/全 44 校
割合	46%	36%	18%

改正後

※学校内の最も古い校舎で分類

- ○昭和45年以前に建築された校舎がある学校の割合は46%
- ○昭和55年以前に建築された校舎がある学校の割合は82%

#### 【参考】

昭和46年:昭和43年に発生した十勝沖地震を踏まえて、構造基準が改正された。

昭和56年:これまでの耐震基準が見直され、新耐震基準(震度6強~7程度でも倒壊しないような 構造基準)に改正された。

現行	改正後
	(3) 学校施設の老朽化の課題
	学校施設の老朽化は、子どもたちの安全安心を脅かし、充実した教育活動に支
	障をきたしかねない重大な課題である。特に、昭和45年以前に建設された校舎
	は、老朽化が一定程度進んだ状態にあり、劣化の状況に応じた喫緊の対策が必要
	<u>である。</u>
	これらの学校施設は、同じ年代に建設されたため、更新が必要な時期も一斉に
	到来することになり、多額の財源が集中的に必要となる事態が見込まれている。
	また国においては、学校施設の長寿命化を掲げ、70~80年程度の長期使用
	を方針として打ち出し、改築の補助要件を厳格化している。
	そのため、学校施設の更新においては、限られた財源の効率的・効果的活用、 費用の縮減・平準化とともに、将来を見据えた慎重な判断が求められている。
	真用の相談・十年にここもに、付木を元品たに慎重な刊樹が木のり40でいる。
	   (4) 学校施設の老朽化の観点を含めた取組の必要性
	(1) JANEER OF CHITIOUS BLANCE EL CONCUENTATION OF SELECTION OF SELECTI
	学校施設の老朽化の現状や課題を踏まえると、子どもたちへのより良い教育
	環境の実現に向けた学校の小規模化対応にあたっては、学校施設の老朽化の観
	<u>点を含めながら取り組む必要がある。</u>
	◎学校の小規模化対応
	<u>=学校の小規模化対応にあたっては、</u>
	学校施設の老朽化の観点を含めて取り組む。_

### 6 対応の方策等

### (1) 基本姿勢

略

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

### (2) 検討の優先順位等

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ 児童数の推計において、その解消が見込めない小学校について は、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・ 固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行 う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全ての学年又は一部の学年において一学級編制となっている、いわゆる標準規模未満の学校については、児童数の推計を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

### 改正後

### 7 対応の方策等

### (1) 基本姿勢

略

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点や学校施設の老朽化の観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

### (2) 検討の優先順位等

### 【児童数推計の観点】

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童 数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速や かに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固 定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全ての学年又は一部の学年において一学級編制となっている、いわゆる標準規模未満の学校については、児童数の推計を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

### 【学校施設の老朽化の観点】

上記の児童数推計の観点ア〜ウの優先順位を踏まえつつも、学校施設の老朽化により施設の更新が必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う。

人留米市立小字校小規模化对応方針(平成 30 年 10 月東定)新旧对照表 現行	改正後
2011	
<ul><li>◎本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校 =既に複式学級が発生し、固定化している小学校</li></ul>	<ul><li>◎本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校 =既に複式学級が発生し、固定化している小学校</li><li>なお、学校施設の老朽化の観点を踏まえ、施設の更新が 必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う。</li></ul>

## 改正後 (3) 小規模化対応の方策等 (3) 小規模化対応の方策等 学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小 学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小 規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方 規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策 策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等 の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や学校施設の老朽化の状況、 を十分に考慮し、適切な方策を採用することが肝要となる。 小学校の配置状況等を十分に考慮し、効率的で効果的な方策を採用す ることが肝要となる。 略 (4) 市民との情報共有 学校統合を進める上で、保護者や地域住民との連携・協力が重要である。 統合の取組を円滑に進めていくためにも、児童生徒数の推計や学校施設の 状況及び統合の目的や効果などについて、広く市民と情報共有に努める。

#### (4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

#### 略

このようなことから、教育委員会では、本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定する。

なお、統合の検討を行うにあたっては、小規模化対応の優先順位等を踏まえ、 まずは複式学級解消のための統合を実施し、次に望ましい学校規模を実現する ための統合を行う、という2段階方式での対応も視野に入れるものとする。

#### 改正後

#### (5) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティのシンボルとしての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

#### 略

このようなことから、教育委員会では、本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせや進め方等の具体案を記載した統合基本計画案を策定し、保護者や地域住民等に提示のうえ、十分な協議・調整等を経て、統合基本計画を決定するものする。

なお、教育委員会の統合基本計画案の策定にあたっては、以下の考え方を基本に 策定する

### ア 統合の組み合わせ

統合の組み合わせは、望ましい学校規模が確保される組み合 せを基本としながら、隣接している小学校同士の組み合わせや 進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせなどを総合 的に検討する。

### イ 統合の基本的な進め方

<u>統合基本計画案には、統合実施に至るまでの具体的な手順や</u>スケジュールを記載する。

ただし、統合決定から統合実施までの準備期間は、原則として、統合の正式決定年度の翌年度(一の年度)を確保する。

現行	改正後
	ウ その他 小学校統合の取り組みと合わせて、義務教育である小・中学校 の教育を一貫して行う小中一貫校※3や義務教育学校※4につい て、研究・検討を進める。
	(国の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」) ※3 小中一貫校 [小中一貫型小学校・中学校 (併設型小学校・中学校)]  既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。 ※4 義務教育学校  一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
7 留意事項等	<u>8</u> 留意事項等 略
略	

### 久留米市立小学校小規模化対応方針の見直しについて

### 1 見直しの趣旨

少子化に伴う小学校の小規模化の課題について、その対応における基本的な考え方や方向性などを定めた「久留米市立小学校小規模化対応方針(平成30年10月策定)」を以下のとおり見直すものです。

見直し項目	見直しの趣旨
(1)学校施設の老朽化の 観点を踏まえた対応	学校施設の老朽化の観点も踏まえた小学校統合に取り組んでいくために、基本的な考え方等を整理するもの。
(2)これまでの取組実績 を踏まえた新たな対応	下田・浮島・城島小学校の統合など、これまで の取組実績を踏まえた今後の新たな対応を整 理するもの。

### 2 久留米市立小中学校通学区域審議会における審議

今回の見直し(案)の検討にあたり、市教育委員会は久留米市立小中学校通 学区域審議会に、対応方針の見直しについて諮問しました。同審議会では、計 4回にわたり審議が行われ、令和5年2月10日に答申がありました。

### 3 見直し(案)の概要

審議会の答申を踏まえた見直し(案)の概要は、以下のとおりです。

(ページ数は、議案資料別紙のページ数です)

見直し項目	概 要	
	① 学校施設老朽化の現状と課題を追記【p1・p10~11】	
(1)学校施設の	② 今後の小学校統合における学校施設老朽化の課題	
老朽化の観点を	への対応の観点を含めた取組の必要性について追記	
踏まえた対応	[p11]	

# (1)学校施設の 老朽化の観点を 踏まえた対応

③ 今後の小学校統合においては、児童数推計の観点による優先順位(※)を踏まえつつも、学校施設の老朽化により施設の更新が必要な小規模校は、優先的な対応の検討を行うことを追記【p12】

# (※)児童数推計の観点による優先順位

- ア 既に複式学級が発生している学校
- イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校
- ウ 望ましい学校規模(1学年2クラス以上)を下回る学校

# (2) これまでの 取組実績を踏ま えた新たな対応

- ① 統合の組み合わせや統合の基本的な進め方について、より具体化した考え方(例:統合の準備期間として一の年度を確保することなど)を追記【p17】
- ② 児童生徒数の推計や学校施設の状況等について、 広く市民と情報共有に努めることを追記【p16】
- ③ 小学校統合の取組と合わせて、小中一貫校や義務 教育学校について、研究・検討を進めることを追記 【p17】

# 4 今後の取組における留意事項

今後の小学校統合は、見直し後の対応方針とともに、審議会から出された以下の答申の附帯意見に留意しながら取り組みます。

# ① 教育環境整備の計画的な推進

小学校統合には様々な意見があるが、未来を担う子どもたちのより良い教育環境の実現のためには、クラス替えができる学校規模を確保していく必要がある。少子化がますます加速し、学校施設の老朽化も進行している現状にあっては、必要となる学校及び教育委員会事務局の職員体制を確保しながら、スピード感を持って、より計画的な環境整備に取り組んでいくこと。

#### ② 取組実績の共有や周知の方法

今後の小学校統合の取組にあたっては、児童生徒数の推計や学校施設の 状況をはじめ、これまでの取組実績についても、広く市民と情報共有を図 るとともに、様々な方法により周知していくこと。

#### ③ 少子化・人口減少対策や地域活性化策の連携強化

少子化・人口減少対策や地域活性化策は、今後も継続して取り組むべき 社会的かつ重要な課題であり、その解決に資するためにも、関係する市長 部局との連携強化を図っていくこと。

4 学教第 4 4 3 5 号 令和 4 年 1 2 月 2 3 日

久留米市立小中学校 通学区域審議会会長 様

# 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しについて (諮問)

市教育委員会は、市立小学校の小規模化の課題に対応し、より良い教育条件・教育環境を整備するため、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応 方針」を策定し、小学校の統合に取り組んできました。

一方で、本市の学校施設は昭和40年代から50年代にかけて整備されたものが多く、現在、これらの施設の老朽化が課題となっております。国・地方ともに財政は厳しい状況の中で、改築を進めるにあたっては、児童数・学級数の将来的な動向を考慮しながら、効率的かつ効果的に教育環境を整備していくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、小学校統合の取組方針である「久留米市立小学校小規模化対応方針」について、下記のとおり諮問いたします。

記

# ■諮問事項

・学校施設の老朽化の観点を踏まえ、現行の「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しを行うことについて。

令和5年2月10日

久留米市教育委員会 教育長 井上 謙介 様

久留米市立小中学校通学区域審議会

会長 堺 太一峰前仰蓋

久留米市立小学校小規模化対応方針の見直しについて (答申)

令和4年12月23日付4学教第4435号、当審議会への諮問事項『学校施設の老朽化の観点を踏まえ、現行の「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しを行うこと』について、別紙のとおり答申いたします。

# 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しに係る答申書

#### 1 諮問事項

学校施設の老朽化の観点を踏まえ、現行の「久留米市立小学校小規模化対応方針」 (以下「対応方針」という。) の見直しを行うことについて

#### 2 審議の結果

# (1) 対応方針の見直しの是非

本市における学校施設老朽化の現状や課題を踏まえると、今後の小学校統合は、 これまでの「学校小規模化の課題への対応」の観点に加え、「学校施設老朽化の課 題への対応」の観点も含めて取り組んでいく必要がある。

本市の小学校統合に関する基本的な考え方や方向性を定めた現行の対応方針については、この観点を反映した内容に見直すことが適当である。

# (2) 対応方針の見直すべき内容

#### ① 学校施設老朽化の現状と課題

本市の学校施設老朽化の現状と課題について、対応方針に追記すること。

#### ② 学校施設老朽化の観点を含めた取組の必要性

本市の今後の小学校統合における、「学校施設老朽化の課題への対応」の観点を含めた取組の必要性について、対応方針に追記すること。

#### ③ 対応の検討を行う優先順位

本市の今後の小学校統合においては、児童数推計の観点による優先順位を踏まえつつも、学校施設の老朽化により施設の更新が必要な小規模校は、優先的な対応の検討を行うことについて、対応方針に追記すること。

# 3 これまでの取組実績を踏まえた新たな対応

諮問事項以外にも、本市で初めての統合となった下田・浮島・城島小学校の統合をはじめ、これまでの取組実績の中で見られた課題などに対応していくために、以下のとおり、対応方針を見直すこと。

# (1) 統合の組み合わせや基本的な進め方

統合の組み合わせや基本的な進め方のより具体化した考え方について、対応方針に追記すること。

# (2) 市民との情報共有

児童生徒数の推計や学校施設の状況等を広く市民と情報共有に努めることに ついて、対応方針に追記すること。

# (3) 小中一貫校や義務教育学校の研究・検討

小学校統合の取組と合わせて、小中一貫校や義務教育学校の研究・検討を進めることについて、対応方針に追記すること。

# 4 附帯意見

本市の今後の小学校統合の取組において、留意すべき点として、次の意見を申し添える。

# (1) 教育環境整備の計画的な推進

小学校統合には様々な意見があるが、未来を担う子どもたちのより良い教育の 実現のためには、クラス替えができる学校規模を確保していく必要がある。少子 化がますます加速し、学校施設の老朽化も進行している現状にあっては、必要と なる学校及び教育委員会事務局の職員体制を確保しながら、スピード感を持って、 より計画的な環境整備に取り組んでいくこと。

#### (2) 取組実績の共有や周知の方法

今後の小学校統合の取組にあたっては、児童生徒数の推計や学校施設の状況をはじめ、これまでの取組実績についても、広く市民と情報共有を図るとともに、様々な方法により周知していくこと。

# (3) 少子化・人口減少対策や地域活性化策の連携強化

少子化・人口減少対策や地域活性化策は、今後も継続して取り組むべき社会的 かつ重要な課題であり、その解決に資するためにも、関係する市長部局との連携 強化を図っていくこと。

#### 【参考】 審議の経過

本審議会では、令和4年12月23日付の久留米市教育員会からの諮問事項に関して、 令和4年11月から令和5年2月までの間に、計4回の審議会を開催した。その審議の経 過は、以下のとおりである。

#### (1) 令和4年11月21日

市立小学校の児童数・学級数の将来推計、市立学校施設の老朽化の現状及び下田・ 浮島・城島小学校統合の検証結果を踏まえた対応についての報告があり、「久留米市立 小学校小規模化対応方針」に関する認識の共有を図った。

#### (2) 令和4年12月23日

市教育委員会より、『学校施設の老朽化の観点を踏まえ、現行の「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しについて』の諮問を受け、対応方針の見直しについて協議を行った。

# (3) 令和5年1月18日

前回から引き続いて、見直しの趣旨や考え方の把握を行うとともに、見直し内容の詳細な協議を行った。

また、見直し後の対応方針に基づく取組において、市教育委員会が留意すべき点など に関して意見が出された。

#### (4) 令和5年2月3日

審議会を通して各委員から出された意見などを整理の上、答申内容の確認を行いながら、答申に係る本審議会としての結論を取りまとめた。

#### ● 委員名簿(15名)

委

員

委 員 長 堺 太一郎 (久留米市議会議員) 副委員長 堀江 浩二 (久留米市立明星中学校 P T A 会長) 委 員 金子 むつみ (久留米市議会議員) 委 員 秋永 峰子 (久留米市議会議員) 委 森﨑 巨樹 員 (久留米市議会議員) 委 員 山下 尚 (久留米市議会議員) 縄崎 順子 委 員 (久留米男女平等推進ネットワーク運営委員) 委 員 石橋 良光 (久留米市校区まちづくり連絡協議会会長) 委 員 初田 秀幸 (久留米市立弓削小学校 P T A 会長) 委 楢橋 閲子 員 (久留米市立篠山小学校校長) 委 武下 秀華 (久留米市立高良内小学校校長) 員 委 員 荒木 修 (久留米市立宮ノ陣中学校校長) 委 江田 美江 員 (久留米市立久留米特別支援学校教諭) 委 員 黒岩 竹直 (久留米市協働推進部長)

豊福 由紀子 (久留米市子ども未来部長)

(敬称略)

#### 第7号議案

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正に係る意見 の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。 令和5年2月28日 教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正について、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急 を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員 会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、教育長において臨 時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。 久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部久留米市民会館跡地活用等検討委員会の項の次に次のように加える。

久留米市いじめ問題再 調査委員会 いじめ防止対策推進法(平成25年法律 第71号)第30条第2項の規定に基づ き、同法第28条第1項の重大事態に係 る調査の結果について調査審議すること

別表教育委員会の部久留米市教育支援委員会の項の次に次のように加える。

久留米市いじめ等防止 対策委員会 いじめ防止対策推進法第14条第3項の いじめの防止等のための対策及び同法第 28条第1項の重大事態等について調査 審議すること。

久 留 米 市 学 校 給 食 運 営 審 議 会 市立学校における学校給食の安全かつ適切な実施及び運営について調査審議すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年条例第8号)新旧対照表

現行		改正後(案)			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
附属機関の属す 附属機関 る執行機関	関の名称	担任事務	附属機関の属する執行機関	- 附属機関の名称	担任事務
市長	市町村合併 委員会 古政 審 查委 長彰 審 正委 民会館員会 芸術奨励賞	総合計画に関する事項について 調査審議すること。 市町村合併に関する計画その他 必要な事項について調査審議す ること。 市行政に関する事項について調 査審議すること。 被表彰者の表彰事項及び表彰の 適否について調査審議すること。 終合評価一般競争入札に関する 事項について調査審議すること。 人の必要な事項をで表彰の 他必要な事項をで調査審議すること。 被表彰者の表彰事項及び表彰の 他必要な事項をで調査審議すること。 被表彰者の表彰事項及び表彰の 適否について調査審議すること。	市長	議会 久留米市市町村合併 特別調査委員会  久留米市行政改革審 議会 久留米市表彰審査委 員会 久留米市総合評価技 術委員会 久留米市民会館跡地 活用等検討委員会	総合計画に関する事項について 調査審議すること。 市町村合併に関する計画その他 必要な事項について調査審議す ること。 市行政に関する事項について調査審議すること。 被表彰者の表彰事項及び表彰の 適否について調査審議すること。 総合評価一般競争入札に関する 事項について調査審議すること。 久留米市民会館跡地の活用その 他必要な事項について調査審議 すること。 いじめ防止対策推進法(平成25 年法律第71号)第30条第2項

久留米市美術品収集	. 美術品等の収集に関する事項に		1項の重大事態に係る調
委員会	ついて調査審議すること。		果について調査審議する
久留米市コミュニテ	コミュニティに関する事項につ	人留米市芸術奨 <u>原</u>	動賞 被表彰者の表彰事項及び
ィ審議会	いて調査審議すること。	選考委員会	適否について調査審議す
久留米市住居表示審	住居表示の施行に伴う重要な事	久留米市美術品中	又集 美術品等の収集に関する
義会	項について調査審議すること。	委員会	ついて調査審議すること
<b>入留米市市民活動支</b>	市民活動の支援に関する事項を	久留米市コミュニ	ニテコミュニティに関する事
爰審議会	調査審議すること及び市民活動	イ審議会	いて調査審議すること。
	団体に対する支援制度に関する	久留米市住居表示	示審 住居表示の施行に伴う重
	事項を審査すること。	議会	項について調査審議する
入留米市予防接種健	予防接種による健康被害につい	久留米市市民活動	動支 市民活動の支援に関する
東被害調査委員会	て調査審議すること。	援審議会	調査審議すること及び市
入留米市小児慢性特	小児慢性特定疾病医療費の支給		団体に対する支援制度に
官疾病審査会	認定及び小児慢性特定疾病対策		事項を審査すること。
	の実施に必要な事項について調	久留米市予防接租	重健 予防接種による健康被害
	査審議すること。	康被害調査委員会	会 て調査審議すること。
入留米市老人ホーム	老人福祉法(昭和38年法律第1	久留米市小児慢性	生特 小児慢性特定疾病医療費
入所判定委員会	33号)第11条に規定する入所	定疾病審査会	認定及び小児慢性特定疾
	措置に関する事項について調査		の実施に必要な事項につ
	審議すること。		査審議すること。
入留米市立保育所の	市立保育所の社会福祉法人への	久留米市老人ホー	ーム 老人福祉法(昭和38年)
移譲に係る受託法人	移譲について調査審議すること。	入所判定委員会	33号)第11条に規定
選考委員会			措置に関する事項につい

	   障害のある乳幼児の保育に関す
会	る事項について調査審議するこ
	٤.
人留米市幼児教育審 (1)	幼児教育に関する事項について
議会	調査審議すること。
久留米市青少年問題	青少年の指導、育成、保護、矯正
協議会	等に関する事項について調査審
	議すること。
久留米市公害対策委	公害の原因、対策等に関する事項
員会	について調査審議すること。
久留米市卸売市場運	久留米市中央卸売市場及び久留
営協議会	米市地方卸売市場水産物部の業
	務の適正かつ健全なる運営に関
	し必要な事項について調査審議
	すること。
久留米市ごみ処理施	ごみ処理施設の適正な管理運営
設等監視委員会	について調査審議すること。
久留米市次期上津ク	次期上津クリーンセンター施設
リーンセンター施設	整備の事業者選定等に関する事
整備に伴う事業者選	項について調査審議すること。
定委員会	
久留米市中小商工業	中小商工業者に対する融資金の
融資委員会	融資額及び融資条件その他融資

	審議すること。
久留米市立保育所の	市立保育所の社会福祉法人への
移譲に係る受託法人	移譲について調査審議すること。
選考委員会	
久留米市養護児審査	障害のある乳幼児の保育に関す
会	る事項について調査審議するこ
	と。
久留米市幼児教育審	幼児教育に関する事項について
議会	調査審議すること。
久留米市青少年問題	青少年の指導、育成、保護、矯正
協議会	等に関する事項について調査審
	議すること。
久留米市公害対策委	公害の原因、対策等に関する事項
員会	について調査審議すること。
久留米市卸売市場運	久留米市中央卸売市場及び久留
営協議会	米市地方卸売市場水産物部の業
	務の適正かつ健全なる運営に関
	し必要な事項について調査審議
	すること。
久留米市ごみ処理施	ごみ処理施設の適正な管理運営
設等監視委員会	について調査審議すること。
久留米市次期上津ク	次期上津クリーンセンター施設
リーンセンター施設	整備の事業者選定等に関する事

1.1	ı		Li	ı	
		に関する事項について調査審議		整備に伴う事業者選	項について調査審議すること。
		すること。		定委員会	
	久留米市企業立地促	企業の立地促進に関する事項に		久留米市中小商工業	中小商工業者に対する融資金の
	進委員会	ついて調査審議すること。		融資委員会	融資額及び融資条件その他融資
	久留米市公共事業再	事業採択後一定期間を経過した			に関する事項について調査審議
	評価検討委員会	公共事業の再評価について調査			すること。
		審議すること。		久留米市企業立地促	企業の立地促進に関する事項に
	久留米市上下水道事	水道事業及び下水道事業の運営		進委員会	ついて調査審議すること。
	業運営審議会	に関し必要な事項について調査		久留米市公共事業再	事業採択後一定期間を経過した
		審議すること。		評価検討委員会	公共事業の再評価について調査
教育委員会	久留米市教科用図書	市立小学校及び中学校並びに特			審議すること。
	選定委員会	別支援学校の小学部及び中学部		久留米市上下水道事	水道事業及び下水道事業の運営
		において使用する教科用図書の		業運営審議会	に関し必要な事項について調査
		採択について調査審議すること。			審議すること。
	久留米市立小中学校	市立小学校及び中学校の通学区	教育委員会	久留米市教科用図書	市立小学校及び中学校並びに特
	通学区域審議会	域について調査審議すること。		選定委員会	別支援学校の小学部及び中学部
	久留米市立高等学校	市立高等学校に関する重要事項			において使用する教科用図書の
	検討審議会	について調査審議すること。			採択について調査審議すること。
	久留米市立学校結核	市立学校における結核対策につ		久留米市立小中学校	市立小学校及び中学校の通学区
	対策委員会	いて調査審議すること。		通学区域審議会	域について調査審議すること。
	久留米市教育支援委	障害のある児童生徒に対する継		久留米市立高等学校	市立高等学校に関する重要事項
	員会	続した教育支援に関する事項に		検討審議会	について調査審議すること。
		ついて調査審議すること。		久留米市立学校結核	市立学校における結核対策につ

i i		1	1	1
久留米市文化財専門	文化財の保存及び活用に関する		対策委員会	いて調査審議すること。
委員会	事項について調査審議すること。		久留米市教育支援委	障害のある児童生徒に対する継
久留米市文化財収蔵	文化財収蔵資料の受入れに関す		員会	続した教育支援に関する事項に
資料審議会	る事項について調査審議するこ			ついて調査審議すること。
	と。		久留米市いじめ等防	いじめ防止対策推進法第14条
久留米市文化財保存	文化財保存活用地域計画の作成		止対策委員会	第3項のいじめの防止等のため
活用地域計画協議会	及び変更に関する協議並びに認			の対策及び同法第28条第1項
	定文化財保存活用地域計画の実			の重大事態等について調査審議
	施に係る連絡調整に関すること。			<u>すること。</u>
			久留米市学校給食運	市立学校における学校給食の安
			営審議会	全かつ適切な実施及び運営につ
				いて調査審議すること。
			久留米市文化財専門	文化財の保存及び活用に関する
			委員会	事項について調査審議すること。
			久留米市文化財収蔵	文化財収蔵資料の受入れに関す
			資料審議会	る事項について調査審議するこ
				と。
			久留米市文化財保存	文化財保存活用地域計画の作成
			活用地域計画協議会	及び変更に関する協議並びに認
				定文化財保存活用地域計画の実
				施に係る連絡調整に関すること。

令和5年2月28日 教育委員会資料 学校教育課

# 久留米市いじめ等防止対策委員会及び久留米市いじめ問題再調査委員会の 設置について

# 1 いじめ防止対策推進法の制定

平成24年の滋賀県大津市の生徒自殺事案を契機に、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの防止や発生時の対応が明確化されています。

# 2 重大事態への対応

法第28条第1項においては、いじめが疑われる場合の児童生徒の自死等の「いじめの重大事態」が発生した場合は、教育委員会又は学校に「第三者による調査委員会」を設け、当該重大事態について事実関係を明確に調査することが求められています。

#### 3 附属機関の設置

# (1) 久留米市いじめ等防止対策委員会

法第14条第3項のいじめの防止等のための対策及び法第28条第1項の重大事態等について調査審議することを目的として、地方自治法第202条の3の規定により、教育委員会の附属機関として設置するものです。

対策委員会の委員は、弁護士、大学教授(教育学・教育心理学を専門とする教授等)、 精神保健福祉士、臨床心理士等から5人程度(その他関係する委員が参加すること も可能)を想定しています。

#### (2) 久留米市いじめ問題再調査委員会

法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の重大事態に係る調査の結果 について調査審議することを目的として地方自治法第202条の3の規定により、市 長の附属機関として設置するものです。

再調査委員会の委員は、弁護士、大学教授(教育学・教育心理学を専門とする教授等)、精神保健福祉士、臨床心理士等から5人程度(その他関係する委員が参加することも可能)を想定しています。

# 4 施行日

令和5年4月1日

令和5年2月28日 教育委員会資料 学校保健課

# 久留米市学校給食運営審議会の設置について

# 1 学校給食を取り巻く状況

令和5年4月からの給食費の改定では、任意の機関である「久留米市学校給食費改定検討委員会」を設置し検討を行いましたが、平成27年度以来の改定であったため、小学校では月額500円、中学校では月額1,000円と非常に大きな改定幅となり、検討委員会からも「長期にわたり給食費が据え置きとなっている」といった付帯意見が示されております。

また、学校給食は、子ども達の心身の成長にとって欠かせないものであり、 栄養バランスのとれた給食内容、食育や地産地消の取組みなど、給食のあり方 についても適時の検討が必要となっています。

#### 2 久留米市学校給食運営審議会の設置

市立学校における学校給食の安全かつ適切な実施及び運営について調査審議するため、地方自治法第202条の3の規定により、教育委員会の附属機関として「久留米市学校給食運営審議会」を設置するものです。

# 3 委員構成

運営審議会の委員は、学識経験者、保護者、学校関係者等から10人程度を 想定しています。

# 4 施行日

令和5年4月1日

# 第8号議案

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関し、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14年法律第162号。以下「法」という。)第17条第4項の規定 に基づき、久留米市立学校の児童又は生徒の保護者(法第15条第1 項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。)等から徴収する共済 掛金(以下「保護者等掛金」という。)の徴収に関し、法及び独立行 政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369 号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の徴収額)

- 第2条 保護者等掛金の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に 応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児 童又は生徒 1人当たり年額370円(保護者等が生活保護法(昭 和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に該当 するときは、1人当たり年額20円)
  - (2) 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒 1人当たり年額1 , 620円

(保護者等掛金の免除)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、保護者等(高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒の保護者等を除く。)が、経済的理由により次の各号のいずれかに該当するときは、保護者等掛金は、徴収しないものとする。
  - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
  - (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 定 例 教 育 委 員 会 資 料

 令 和 5 年 2 月 2 8 日

 教 育 部 学 校 保 健 課

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

#### 1 提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。) 第17号第4項の規定に基づき、久留米市立学校の児童又は生徒の保護者(法第15条第1項 第7号に規定する保護者をいう。)等から徴収する共済掛金等に関する規則の制定を行うもの。

#### 2 概要

学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病等)に対して災害共済給付を行うため、 独立行政法人日本スポーツ振興センターと市は災害共済給付契約を締結し、その掛金を市と保 護者が折半して負担している。

この掛金等について、新たに規則を定める必要があるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定するもの。

# 3 施行日公布日

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

七 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)につき、当該児童生徒等の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。)その他の政令で定める者を含む。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

(共済掛金)

- 第十七条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。
- 2 前条第三項の規定により同条第一項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。
- 3 センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定める ところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて 得た額をセンターに対して支払わなければならない。
- 4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。
- 5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政 令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。 (国の補助がある場合の共済掛金の支払)
- 第十八条 センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

(国の補助)

- 第二十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する 経費の一部をセンターに対して補助することができる。
- 2 国は、公立の義務教育諸学校の設置者が第十七条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。
- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

# 第9号議案

久留米市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第13条第2項に規定する久留米市教育委員会教育長の職務代理者 に関し、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものである。 (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号。以下「法」という。)第13条第2項に規定す る久留米市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の職務を代理 する者(以下「職務代理者」という。)に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(職務代理者の指名)

第2条 教育長は、教育長又は法第13条第2項の規定により教育長の職務代理者に指名されている委員の改選ごとに職務代理者を指名する。

(教育長及び職務代理者がともに事故があるとき等の措置)

第3条 教育長及び職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

(事務局職員による代理)

- 第4条 職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は欠けたときに、 教育長の職務を行うこととなったときは、その期間に限り、次に掲げ る事務を事務局職員をして代理させることができる。
  - (1) 久留米市教育委員会事務専決規程(平成17年久留米市教育委員会規程第1号)の規定により教育長が決裁することとされていること。
  - (2) 職務代理者が行うべき事務のうち、具体的な事務の執行等職務代理者が行うことが困難であると教育委員会が認める事務に関すること。
- 2 前項の規定により事務を代理する事務局職員及びその順位は次のと おりとする。
  - (1) 第1順位 教育部長の職にある者

(2) 第2順位 教育部次長の職にある者 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 第10号議案

久留米市教育行政に関する相談事務を行う職員を指定する規 則を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市教育行政に関する相談事務を行う職員を指定する規則(平成 13年久留米市教育委員会規則第9号)を廃止しようとするものである。 久留米市教育行政に関する相談事務を行う職員を指定する規 則を廃止する規則

久留米市教育行政に関する相談事務を行う職員を指定する規則(平成 13年久留米市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 第11号議案

久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

# 提案理由

久留米市立高等学校における 2 学期制の導入に必要な規定の整備及び条文中の用語の 整理を行うため、久留米市立高等学校学則の一部を改正しようとするものである。

# 久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

久留米市立高等学校学則(昭和32年久留米市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「則り、高等」を「基づき、高度な」に改める。

第2条中「募集定員」を「入学定員」に改める。

第4条の見出し中「、学期」を「及び学期」に改め、同条第1項中「始り」を「始まり」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て次の2学期とすることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

4 前2項に規定する期間については、校長が特別の事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て変更することができる。

第5条第1項第6号中「必要」を「教育上必要」に改め、同条第6項中「臨時に」を「、臨時に」に、「この場合においては」を「この場合において、校長は」に改める。 第6条第2項中「速か」を「速やか」に改める。

第7条中「及び始業、終業」を「並びに始業及び終業」に改める。

第8条中「従つて」を「従って」に、「学習の」を「探求の」に改める。

第9条中「修了した」を「修了したと認めた」に、「第1号様式の卒業証書」を「卒業証書(第1号様式)」に改める。

第10条第1項中「教諭」を「教頭、教諭、養護教諭」に改める。

第11条第1項中「若しくはこれに準ずる学校を卒業した者」を「、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第12条中「願出なければ」を「願い出なければ」に改める。

第13条第3項中「変動があつた」を「変更があった」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第14条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「生徒の」を「生徒が」に改める。

第16条第1項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「または」を「又は」に 改め、同条第3項中「、1年以内」を「1年以内」に改め、同条第4項中「なくなつた」 を「なくなった」に改め、同条第5項中「休学処分」を「休学」に改める。

第17条第3項中「の者」を「の生徒」に、「病気休学」を「病気を理由とする休学」に改める。

第19条中「または」を「又は」に改める。

第21条第2項中「行つた」を「行った」に改める。

第22条中「校長が」を「教育委員会の承認を得て校長が」に改める。

別表中「募集定員」を「入学定員」に改める。

第1号様式中「終了」を「修了」に改める。

第2号様式中「男・女」を削る。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第13条関係)」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則 新旧対照表

IΒ	新	備考
(目的)	(目的)	
第1条 久留米市立高等学校(以下「高等学校」という。)は、	第1条 久留米市立高等学校(以下「高等学校」という。)は、	
教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和	教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和	
22年法律第26号)及びその他の教育に関する法令に <u>則り、</u>	22年法律第26号) 及びその他の教育に関する法令に基づき、	用語の整理
<u>高等</u> 普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。	高度な 普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。	
(課程等)	(課程等)	
第2条 高等学校の課程、学科、 <u>募集定員</u> 、修業年限は、別表の	第2条 高等学校の課程、学科、 <mark>入学定員</mark> 、修業年限は、別表の	用語の整理
とおりとする。	とおりとする。	
第3条 削除	第3条 削除	
(学年 <u>、学期</u> )	(学年 <u><b>及び学期</b></u> )	
第4条 学年は4月1日に <u>始り</u> 、翌年3月31日に <u>終る</u> 。	第4条 学年は4月1日に <u>始まり</u> 、翌年3月31日に <u>終わる</u> 。	用語の整理
2 学年を分けて次の3学期とする。ただし、校長が特別の事由	2 学年を分けて次の3学期とする。	
があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て変		
更することができる。		
第1学期 4月1日から8月31日まで	第1学期 4月1日から8月31日まで	
第2学期 9月1日から12月31日まで	第2学期 9月1日から12月31日まで	
第3学期 1月1日から3月31日まで	第3学期 1月1日から3月31日まで	
3【追加】	3 前項の規定にかかわらず、校長は、久留米市教育委員会(以	2学期制の規定の
	下「教育委員会」という。)の承認を得て次の2学期とするこ	追加

# 4 【追加】

(休業日)

- 第5条 休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第 11号) 第104条第1項において準用する同令第61条各号 に規定する日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める 日は、次のとおりとする。
  - (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
  - (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
  - (3) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
  - (4) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
  - (5) 指定休業日 久留米市教育委員会が特に指定する日
  - (6) その他の休業日 校長が必要と認める日
- 2 前項第2号に規定する期間中校長が必要と認めるときは、そ │ 2 前項第2号に規定する期間中校長が必要と認めるときは、そ の指定する日に指導のため生徒を登校させることができる。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する休業日の期間は、学校の │3 第1項第2号及び第3号に規定する休業日の期間は、学校の 実情その他の事由により変更することができる。この場合にお

とができる。

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで

4 第2項及び第3項に規定する期間については、校長が特別の 事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得 て変更することができる。

改正前第2項ただ し書の繰り下げ

(休業日)

- 第5条 休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第 11号)第104条第1項において準用する同令第61条各号 に規定する日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める 日は、次のとおりとする。
  - (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
  - (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
  - (3) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
  - (4) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
  - (5) 指定休業日 久留米市教育委員会が特に指定する日
  - (6) その他の休業日 校長が教育上必要と認める日
  - の指定する日に指導のため生徒を登校させることができる。
- 実情その他の事由により変更することができる。この場合にお

いて、校長は、あらかじめその理由、期日及び期間を具し、教 育委員会に届け出なければならない。

- 4 第1項第6号に規定する休業日については、校長はあらかじ ↓4 第1項第6号に規定する休業日については、校長はあらかじ め教育委員会に届け出なければならない。
- ときは、授業日と休業日とを振り替えることができる。
- 6 非常変災その他特別な事由があるときは、校長は臨時に授業 | 6 非常変災その他特別な事由があるときは、校長は、臨時に授 を行わないことができる。この場合においては、次の事項を直 ちに教育委員会に報告しなければならない。
- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常変災その他特別な事由
- (3) その他必要な事項

(教育課程)

- 第6条 教育課程は、学習指導要領により校長がこれを定める。
- 2 前項の規定により教育課程を定めたときは、校長は速かに その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(授業時数等)

第7条 毎週の授業時数及び始業、終業の時刻は校長がこれを定 | 第7条 毎週の授業時数**並びに始業及び終業**の時刻は校長がこれ める。

(単位の認定)

第8条 校長は、生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履 │第8条 校長は、生徒が教育指導計画に<mark>従って</mark>各教科・科目を履 │用語の整理

いて、校長は、あらかじめその理由、期日及び期間を具し、教 育委員会に届け出なければならない。

- め教育委員会に届け出なければならない。
- 5 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由がある | 5 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由がある ときは、授業日と休業日とを振り替えることができる。
  - 業を行わないことができる。**この場合に<u>おいて、校長は</u>、次**の 事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 授業を行わない期間

- (2) 非常変災その他特別な事由
- (3) その他必要な事項

(教育課程)

- 第6条 教育課程は、学習指導要領により校長がこれを定める。
- 2 前項の規定により教育課程を定めたときは、校長は<mark>速やか</mark>に その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(授業時数等)

を定める。

(単位の認定)

用語の整理

用語の整理

用語の整理

修し、及び総合的な学習の時間において学習活動を行い、その 成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認めら れる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業証書)

第9条 校長は、高等学校所定の課程を修了した者に対しては第 | 1号様式の卒業証書を授与する。

(職員組織)

- 第10条 高等学校に校長、教諭、事務職員、その他必要な職員 を置く。
- 2 前項の職員の定数は、別に定めるところによる。 (入学)
- 第11条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しく │第11条 高等学校に入学することができる者は、中学校、**これ** はこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第9 5条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認め られる者とする。
- 2 入学は、校長が許可する。
- 3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。
- 4 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、 相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があ ると認められた者とする。

修し、及び総合的な探究の時間において学習活動を行い、その 成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認めら れる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業証書)

第9条 校長は、高等学校所定の課程を**修了したと認めた**者に対 しては卒業証書(第1号様式)を授与する。

(職員組織)

- 第10条 高等学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、 その他必要な職員を置く。
- 2 前項の職員の定数は、別に定めるところによる。 (入学)
- に準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、中等教育学 校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の 規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる 者とする。
- 2 入学は、校長が許可する。
- 3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。
- 4 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、 相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があ ると認められた者とする。

学習指導要領に 合わせて改正

用語の整理 用語の整理

配置教員の整理

中学校(相当校を 含む) の整理

(入学願書)

第12条 入学志願者は、所定の入学願書(第2号様式)、その | 第12条 入学志願者は、所定の入学願書(第2号様式)、その 他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出なければなら ない。

(誓約書)

- 第13条 入学を許可された者は、10日以内に保護者と連署し た誓約書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に 対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなけ ればならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、 これを変更させることができる。
  - (1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者
  - (2) 成年者で独立の生計を営む者
- 3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたと きは、直ちに校長に届出なければならない。

(退学及び転学)

- 第14条 生徒が退学または転学しようとするときは、その理由 その他必要な事項を詳記し、保護者と連署して校長に願い出な ければならない。
- 2 他の高等学校から転学を希望する生徒のあるときは、校長は、 教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

(入学願書)

他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願い出なければな らない。

用語の整理

(誓約書)

- 第13条 入学を許可された者は、10日以内に保護者と連署し た誓約書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に 対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなけ ればならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、 これを変更させることができる。
- (1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者
- (2) 成年者で独立の生計を営む者
- 3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に<mark>変更があった</mark>と きは、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学)

- 第14条 生徒が退学<mark>又は</mark>転学しようとするときは、その理由そ の他必要な事項を詳記し、保護者と連署して校長に願い出なけ ればならない。
- 2 他の高等学校から転学を希望する**生徒が**あるときは、校長は、 教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

用語の整理

用語の整理

(留学)

第15条 「略]

(休学)

- 第16条 生徒が病気その他止むを得ない事由により3月以上出 席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護 者と連署して医師の診断書または詳細な理由書を添えて、校長 に休学を願い出ることができる。
- 2 校長は、前項の休学の事由を適当と認めるときは、休学を許し 可することができる。
- 3 休学の期間は3月以上、1年以内とする。ただし、校長が特 別の事由があると認める者に対しては、その期間を延長するこ とができる。
- 4 休学の許可を受けた後3月までにその事由がなくなつたとき は、保護者と連署してその期日及び医師の診断書等その事情を 証する書類を添えて校長に届け出なければならない。
- 5 校長は、前項の事情を調査し、生徒が休学の許可を受けた後、 5 校長は、前項の事情を調査し、生徒が休学の許可を受けた後、 3月までに出席することができると認めたときは、当該休学処 分を取り消すものとする。

(復学)

第17条 生徒が留学期間を終了したときは、外国の高等学校の 成績証明書等留学中の履修状況を明示した書類を校長に提出し

(留学)

第15条 [略]

(休学)

- 第16条 生徒が病気その他やむを得ない事由により3月以上出 席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護 者と連署して医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、校長に 休学を願い出ることができる。
- 2 校長は、前項の休学の事由を適当と認めるときは、休学を許 可することができる。
- 3 休学の期間は3月以上**1年以内**とする。ただし、校長が特別 の事由があると認める者に対しては、その期間を延長すること ができる。
- 4 休学の許可を受けた後3月までにその事由が**なくなった**とき は、保護者と連署してその期日及び医師の診断書等その事情を 証する書類を添えて校長に届け出なければならない。
- 3月までに出席することができると認めたときは、当該<mark>休学</mark>を 取り消すものとする。

(復学)

第17条 生徒が留学期間を終了したときは、外国の高等学校の 成績証明書等留学中の履修状況を明示した書類を校長に提出し

用語の整理

用語の整理

用語の整理

用語の整理

なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により提出された書類等をもとに、留学 | の成果を総合的に判定し、卒業を認められた者以外の者につい て適切な学年に復学させるものとする。
- 護者と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならな い。ただし、病気休学のときは医師の診断書を添付するものと する。

(入学料、入学考査料及び授業料)

第18条 「略]

(授業料滞納者に対する処置)

第19条 校長は、授業料を正当な理由なく3月以上納付しない │ 第19条 校長は、授業料を正当な理由なく3月以上納付しない 者に対しては、出席を停止し、または退学させることができる。 (懲戒)

第20条 「略]

(懲戒による退学)

- 第21条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する場 │ 第21条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する場 合に限るものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により提出された書類等をもとに、留学 の成果を総合的に判定し、卒業を認められた者以外の者につい て適切な学年に復学させるものとする。
- 3 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保 3 休学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、 保護者と連署して校長に願い出てその許可を受けなければなら ない。ただし、病気を理由とする休学のときは医師の診断書を 添付するものとする。

(入学料、入学考査料及び授業料)

第18条「略]

(授業料滞納者に対する処置)

者に対しては、出席を停止し、<mark>又は</mark>退学させることができる。 (徴戒)

第20条 「略]

(懲戒による退学)

- 合に限るものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

用語の整理

用語の整理

- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 2 前項の規定により退学の処分を<u>行つた</u>ときは、校長は速やかにその事由を具し、教育委員会に報告しなければならない。 (補則)
- 第22条 この規則の施行について必要な事項は、<u>校長が</u>別にこれを定める。

別表 (第2条関係)

番号	名称	課程	学科	募集定	修業年限
				<u>員</u>	
1	久留米市立久留米商業高	全日制	経営科	2 4 0	3年
	等学校		学科	人	
2	久留米市立南筑高等学校	全日制	普通科	2 4 0	3年
				人	

第1号様式(第9条関係) 【別紙】

第2号様式(第12条関係) 【別紙】

第3号様式 【別紙】

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を<u>行った</u>ときは、校長は速やかにその事由を具し、教育委員会に報告しなければならない。 (補則)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会の 承認を得て校長が別にこれを定める。

別表(第2条関係)

番号	名称	課程	学科	<u>入学定</u>	修業年限
				<u>員</u>	
1	久留米市立久留米商業高	全日制	経営科	2 4 0	3年
	等学校		学科	人	
2	久留米市立南筑高等学校	全日制	普通科	2 4 0	3年
				人	

第1号様式(第9条関係) 【別紙】

第2号様式(第12条関係) 【別紙】

第3号様式(第13条関係)【別紙】

用語の整理

教育委員会の関 与について規定

用語の整理

用語の整理 性別欄の削除

用語の整理

[ 旧]

第1号様式(第9条関係)

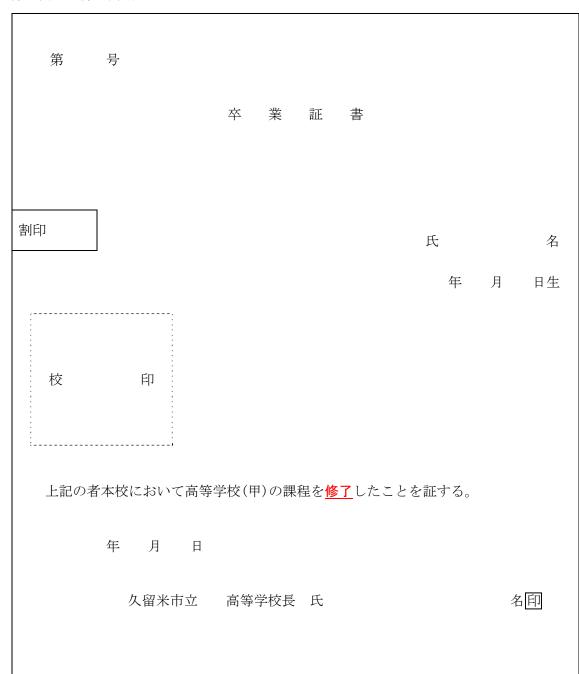
第 号 卒 業 証 書 割印 氏 名 年 月 日生 校 印 上記の者本校において高等学校(甲)の課程を終了したことを証する。 年 月 日 久留米市立 高等学校長 氏 名印

#### 記入上の注意

- 1 本文(甲)は久留米市立久留米商業高等学校では(経営科学科)とし、久留米市立南筑高等学校では(普通 科)とする。
- 2 証書番号は一連番号とし、証書授与台帳を調製する。

【新】

第1号様式(第9条関係)



#### 記入上の注意

- 1 本文(甲)は久留米市立久留米商業高等学校では(経営科学科)とし、久留米市立南筑高等学校では(普通 科)とする。
- 2 証書番号は一連番号とし、証書授与台帳を調製する。

年 月

【 旧 】

# 第2号様式(第12条関係)

受付年月日	受付番号	受付者印
年 月 日		

入 学 願 書

年 月 日

久留米市立 高等学校長 氏 名殿

本 人 氏

名

名

保護者 氏

貴校 科 第 学年に入学を志願いたします。

区				分	本				人	保		護	者
ふ氏	ŋ		が	な 名					男・女				
生	年		月	目		2	年	月	日生		年	月	日生
現		住		所									
出	身	学	校	名						本人関	、との		
備				考									

備考 保護者氏名は、本人が署名してください。

【新】

第2号様式(第12条関係)

受付年月日	受付番号	受付者印
年 月 日		

入 学 願 書

年 月 日

久留米市立 高等学校長 氏 名殿

本 人 氏

名

名

保護者 氏

貴校 科第 学年に入学を志願いたします。

区				分	本			人	保		護	者
ふ氏	ŋ		が	な 名								
生	年		月	目		年	月	日生		年	月	日生
現		住		所								
出	身	学	校	名					本人関	との 係		
備				考								

備考 保護者氏名は、本人が署名してください。

[ || ]

第3号様式

				誓	約		書				
									年	月	日
ク	、留米市	立高	等学校县	長 氏		名原	殿				
						本	人	氏		名	, 1
						保護	者	氏	名		ı
		貴校に入 すること									
区	分	本				人	保		護		者
氏	名										
生年	月日		4	年 月	日金	生			年	月	日生
現住	所										
保護者 続	さの 柄										
備	考										

【新】

第3号様式 <u>(第</u>	13条	<u>関係)</u>											
				誓		約		書					
											年	月	日
久留米	(市立	·	高等学校	泛長	氏		名	殿					
							本	人	氏			ź	名
							保護	養者	氏		名	E	)
このたて 学中本人に													
区 分	}	本					人	保		•	護		者
氏 名	7												
生年月日	1			年	月	F	生			年	Ē.	月	日生
現住原	f												
保護者との続													
備	今												

#### 第12号議案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する 規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき市長に補助執行させている校外適応指導教室の事務について、当該補助執行解除するため、規則の一部を改正しようとするものである。

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する 規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成14年久留米市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 別表中

Γ

子ども未来部職員の補助執行事務

- (1) 適応指導教室の運営に 関すること。
- (2) 石橋記念くるめっ子館 に関すること。

 $\rfloor$ 

を

Γ

子ども未来部職員の補助執行事務

(1) 石橋記念くるめっ子館に関すること。

に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成14年教育委員会規則第3号)新旧対照表

	現行	改正後(案)					
	権限に属する事務の委任及び補助執行に関す	○教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関す					
る規則	平成14年3月26日	る規則 平成14年3月26日					
	久留米市教育委員会規則第3号		久留米市教育委員会規則第3号				
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)					
区分	補助執行事務	区分	補助執行事務				
協働推進部職員の補助	略	協働推進部職員の補助	<b>安</b>				
執行事務		執行事務					
市民文化部職員、田主	略	市民文化部職員、田主 略					
丸総合支所職員、北野		丸総合支所職員、北野					
総合支所職員、城島総		総合支所職員、城島総					
合支所職員及び三潴総		合支所職員及び三潴総					
合支所職員の補助執行		合支所職員の補助執行					
事務		事務					
子ども未来部職員の補	(1) 適応指導教室の運営に関すること。	子ども未来部職員の補(	1) 石橋記念くるめっ子館に関すること。				
助執行事務	(2) 石橋記念くるめっ子館に関すること。	助執行事務					

教 育 委 員 会 資 料 令和 5 年 2 月 2 8 日 教 育 部 総 務

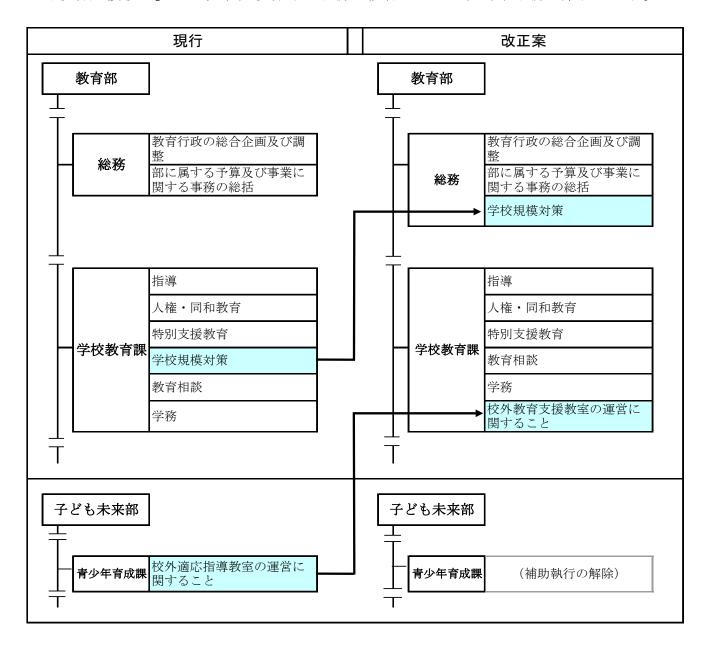
#### 令和5年度 教育部の組織改正等について

#### 1 学校規模対策事務の移管

小学校統合を始めとする学校規模対策事務に関して、関連部局及び教育部内の連携調整をより円滑に進めるため、当該事務を教育部総務へ移管します。

#### 2 校外適応指導教室(らるご久留米)に係る補助執行の解除

本市を含めて全国的に急増している不登校児童生徒への対応がより重要になっているため、子ども未来部青少年育成課が補助執行する「校外適応指導教室」の名称を「校外教育支援教室」とし、学校教育課に事務を移管して不登校対策事務を集約します。



#### 3 施行日

令和5年4月1日

#### 第13号議案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する 規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

学校規模対策に関する事務を移管し、校外適応指導教室に関する事務を学校教育課の所掌事務とし、及び条文中の用語の整理を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。

#### 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則(昭和44年久留米市教育委員会 規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「担当部長」の次に「、教育監」を加える。 別表第1中

Γ

(11) 部に属する公益通報者保護に関すること(外部の労働者からの通報に限る。)。

を

<u>۔</u>

- (11) 部に属する公益通報者保護に関すること(外部の労働者からの通報に限る。)。
- (12) 学校規模及び通学区域に関すること。

に、

Γ

- (6) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関する こと。
- (7) 就学事務に関すること。
- (8) 通学区域に関すること。
- (9) 教材教具に関すること。
- (10) 久留米市奨学金に関すること。
- (11) 学校の事務管理の総括に関すること(他課が 所管するものを除く。)。
- (12) 学校施設(高等学校施設を除く。)の使用許可に関すること。

١

Γ

- (6) 生徒指導に関すること。
- (7) いじめ・問題行動に関すること。
- (8) 不登校児童生徒の教育支援に関すること。
- (9) 教育相談に関すること。
- (10) 特別な支援を要する児童生徒の教育支援に関すること
- (11) 就学事務に関すること。
- (12) 教材教具に関すること。
- (13) 久留米市奨学金に関すること。
- (14) 学校の事務管理の総括に関すること(他課が 所管するものを除く。)。
- (15) 学校施設 (高等学校施設を除く。) の使用許可に関すること。

に改める。

別表第2中

Γ

- (6) 就学児健康診断に関すること。
- (7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付に関すること。

を

Γ

- (6) 就学児健康診断その他の学校保健に係る事務 に関すること。
- (7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付その他の事務に関すること。

に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

久留米市参	女育委員会	事務局組織規則(昭和44年教育委員会規則第1号)	旧対照表					
		現行		改正後 (案)				
С	久留米市	教育委員会事務局組織規則		○久留米市教育委員会事務局組織規則				
		昭和44年4月1日				昭和44年4月1日		
		久留米市教育委員会規則第1号				久留米市教育委員会規則第1号		
(職位	の設定)			(職位	の設定)			
第5条	部に部長及	び次長、課に課長、事務所に所長(以下「課長等」		第5条	部に部長及	なび次長、課に課長、事務所に所長(以下「課長等」		
という	。)を置く			という。)を置く。				
2 前項	に定める恥	战員のほか、必要に応じ、担当部長、 <u>担<b>当次長</b></u> 、担当	2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、担当部長、教育監、担当次					
課長、	主幹、課長	と補佐(部補佐を含む。以下同じ。)、主査又は専門	長、担当課長、主幹、課長補佐(部補佐を含む。以下同じ。)、主査					
主査(	事務主査、	技術主査、担当主査等をいう。)を置くことができ	又は専門主査(事務主査、技術主査、担当主査等をいう。)を置くこ					
る。			とができる。					
別表第1	(第3条]	<b>身保</b> )		別表第1	(第3条関	<b>身係)</b>		
組織	及び分掌導	<b>3</b> 務		組織	及び分掌事	事務		
維	l織	分掌事務		組	織	分掌事務		
部	課等			部	課等			
教育部	(次長)	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。		教育部	(次長)	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。		
		(2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属				(2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属		
		する予算及び事業に関する事務の総括に関するこ				する予算及び事業に関する事務の総括に関するこ		

(3) 教育委員会の会議に関すること。

(3) 教育委員会の会議に関すること。

	(4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関する							
	こと。							
	(5) 職員(教職員を除く。)の給与に関すること。							
	(6) 公印の管理に関すること。							
	(7) 部に属する情報の公開に関すること。							
	(8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的							
	外利用等の中止に関すること。							
	(9) 労働安全衛生の総括に関すること。							
	(10) 部に属する情報化推進の総括に関すること。							
	(11) 部に属する公益通報者保護に関すること(外部							
	の労働者からの通報に限る。)。							
学校施設	略							
課								
教職員課	略							
学校教育	(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。							
課	(2) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関するこ							
	と。							
	(3) 学校教育における人権・同和教育の推進に関する							
	こと。							
	(4) 人権・同和教育担当者の育成に関すること。							
	(5) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。							
	(6) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関するこ							

- (4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関する こと。 (5) 職員(教職員を除く。)の給与に関すること。 (6) 公印の管理に関すること。 (7) 部に属する情報の公開に関すること。 (8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的 外利用等の中止に関すること。 (9) 労働安全衛生の総括に関すること。 (10) 部に属する情報化推進の総括に関すること。 (11) 部に属する公益通報者保護に関すること(外部 の労働者からの通報に限る。)。 (12) 学校規模及び通学区域に関すること。 学校施設 略 学校教育(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関するこ
- 教職員課 略
- - と。
    - (3) 学校教育における人権・同和教育の推進に関する こと。
    - (4) 人権・同和教育担当者の育成に関すること。
    - (5) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。
    - (6) 生徒指導に関すること。

<u>と。</u>	(7) いじめ・問題行動に関すること。
(7) 就学事務に関すること。	(8) 不登校児童生徒の教育支援に関すること。
(8) 通学区域に関すること。	(9) 教育相談に関すること。
(9) 教材教具に関すること。	(10) 特別な支援を要する児童生徒の教育支援に関
(10) 久留米市奨学金に関すること。	<u>すること</u>
(11) 学校の事務管理の総括に関すること(他課が所	(11) 就学事務に関すること。
<u>管するものを除く。)。</u>	(12) 教材教具に関すること。
(12) 学校施設(高等学校施設を除く。)の使用許可	(13) 久留米市奨学金に関すること。
<u>に関すること。</u>	(14) 学校の事務管理の総括に関すること(他課が所
	<u>管するものを除く。)。</u>
	(15) 学校施設(高等学校施設を除く。)の使用許可
	<u>に関すること。</u>
学校保健 略	学校保健 略
課	課
学校給略	学校給 略
食共同	食共同
調理場	調理場
教育ICT略	教育ICT 略
推進課	推進課
y part (see 1971)	

# 別表第2 (第4条関係)

組織	分掌事務
事務所	(1)~(5) 略
	(6) 就学児健康診断に関すること。
	(7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付に関
	<u>すること。</u>
	(8)・(9) 略

# 別表第2 (第4条関係)

組織	分掌事務
事務所	(1)~(5) 略
	(6) 就学児健康診断その他の学校保健の事務に関
	<u>すること。</u>
	(7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付その
	他の事務に関すること。
	(8)・(9) 略

教 育 委 員 会 資 料 令和 5 年 2 月 2 8 日 教 育 部 総 務

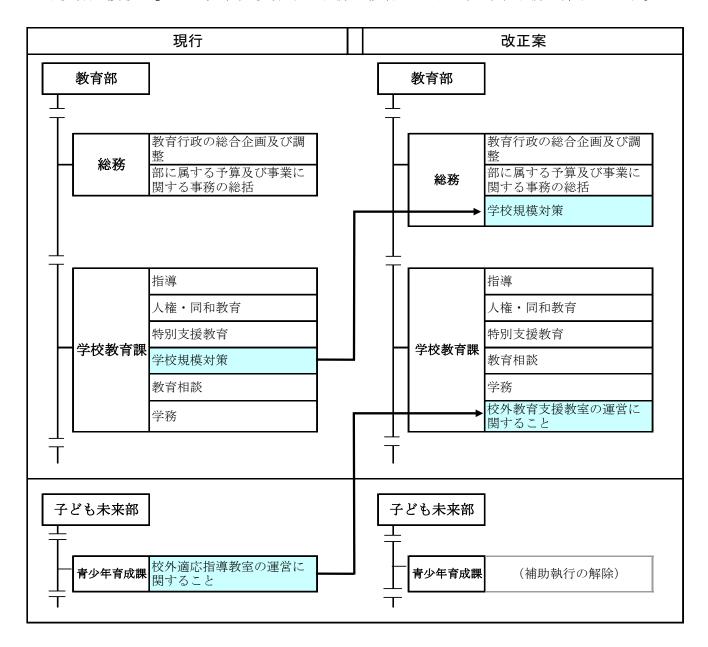
#### 令和5年度 教育部の組織改正等について

#### 1 学校規模対策事務の移管

小学校統合を始めとする学校規模対策事務に関して、関連部局及び教育部内の連携調整をより円滑に進めるため、当該事務を教育部総務へ移管します。

#### 2 校外適応指導教室(らるご久留米)に係る補助執行の解除

本市を含めて全国的に急増している不登校児童生徒への対応がより重要になっているため、子ども未来部青少年育成課が補助執行する「校外適応指導教室」の名称を「校外教育支援教室」とし、学校教育課に事務を移管して不登校対策事務を集約します。



#### 3 施行日

令和5年4月1日

#### 教育委員会後援事業等に関する報告

R5.1.13からR5.2.10受付分まで ※区分の★は新規に申請があったもの

		※区分の★は新規に申請か	<u>-</u> თ			
No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和5年3月4日(土)・5日(日)	第12回三井ラビットレスリング大 会	久留米市レスリング協会	久留米アリーナ	共催	体育スポーツ課
2	令和5年2月26日(日)	第10回三潴旗争奪剣道大会	道大会 三潴地域剣道連盟 久留米市みづま総合体育 館		後援	体育スポーツ課
3	令和5年5月3日(水)・4日(木)	グランディールカップU12・U10	FCグランディール三潴	県営筑後広域公園	後援	体育スポーツ課
4	令和5年5月3日(水)・4日(木)	グランディールカップU12・U11	FCグランディール三潴	県営筑後広域公園	後援	体育スポーツ課
5	令和5年2月18日(土) 9:00~13:00 世界陸上リレー銅メダリストによる走り方レッスン 陸上クラブYASC 久留米市陸上競技場 補助競技場		後援	体育スポーツ課		
6	令和5年3月4日(土) 13:00~16:00	知ろう・語ろう・不登校 special (仮)	ダンデライオン 不登校ひき こもりを考える親の会	市民活動サポートセンター みんくる セミナー室1・2	後援	学校教育課
7	令和5年2月23日(木) 10:00~16:00	サイエンスモールinくるめ2023	高等教育コンソーシアム久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
8	令和5年1月28日(土)12:30~16:30	第45回久留米市人権·同和教育研究集会 第17回久留米市社会·人権同和教育研究集会	久留米市人権·同和教育研 究協議会	石橋文化ホール、石橋文 化会館、共同ホール、教育 会館	後援	学校教育課
9	令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)	令和5年度久留米シティブラザ キッズプログラム 「こどものあそびば」、ジュニア演 劇ワークショップ、「フクローじいさ んとベル子ちゃん」、「さいごの1 つ前」、tupera tupera「絵本ライ	久留米市	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
10	令和5年3月19日(日) 14:00~16:00	子ども子育て講演会「ヤングケア ラーを知っていますか」~子ども たちのSOSに気づくために~	久留米市	久留米シティプラザ5階 大 会議室	後援	学校教育課
11	令和5年4月23日(日)12:00~14:30	ドイツのヒエンさん、久留米に やってくる!	デフ・エッグズ	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習推進課
12	令和5年3月18日(土)14:00~15:30	子どものスマホ依存防止講演会	まなびあい・久留米	えーるピア久留米 301・ 302学習室	後援★	生涯学習推進課
13	令和5年10月22日(日)13:30~16:30	フラワーハーモニー北野 35周年 記念コンサート	フラワーハーモニー北野	北野生涯学習センター 大 ホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	日時 事業名 主催者名		場所	区分	担当課
14	令和5年3月19日(日)14:00~16:30	久留米信愛中学校・高等学校女 声合唱団 第28回定期演奏会	久留米信愛中学校·高等学校女声合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
15	①令和5年2月11日(土祝)·12日(日) ②2月19日(日) 10:00~17:00	親子で楽しもう!ワークショップ ♪	特定非営利活動法人〈るぶら	御井コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
16	令和5年2月11日(土) 受付13:30 講演14:00~15:30	第47回教育講演会「あのね・・・」	福岡県教職員組合久留米支部	久留米市石橋文化セン ター 共同ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和5年2月19日(日)13:00~14:00	劇団偽物科学 第2回公演「イロ イロカガク ミドリ」	劇団偽物科学	石橋文化会館 小ホール	後援	生涯学習推進課
18	令和5年3月12日(日)13:30開演	パペットシアタ―PROJECT	特定非営利活動法人舞台アートエ房・劇列車	金丸小学校 多目的ホー ル	後援	生涯学習推進課
19	令和5年6月10日(土)13:00~16:30	福岡県退職教職員協会久留米 支会教育文化事業 映画「ぼけますから、よろしくお願いします。」講演「認知症がくれた 贈り物」	一般財団法人福岡県退職教 職員協会久留米支会	久留米文化センター共同 ホール	後援	生涯学習推進課
20	令和5年4月16日(日)13:30~16:00	くるめシティーブラスの音楽会 vol.22 結成25周年記念	くるめシティーブラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
21	①令和5年4月13日(木)18:30~20:00 ②令和5年4月15日(土)14:00~15:30 ③令和5年4月16日(日)10:00~11:30 ④令和5年4月20日(木)18:00~20:00	講座&ワークショップ「7ヵ国語で話そう。」	ヒッポファミリークラブ西日本	①④久留米市南部保健センター多目的室、②③久留 米シティブラザ4Fスタジオ2	後援	生涯学習推進課
22	令和5年5月9日(火)~14日(日) 10:00~19:00(6日間)	第16回久留米連合文化会 工芸 部作品展	久留米連合文化会	久留米市一番街 多目的 ギャラリー	後援	生涯学習推進課
23	令和5年5月28日(日)12:30~17:00	第59回 久留米短歌大会	久留米連合文化会	石橋文化センター 小ホール	後援	生涯学習推進課
24	令和5年3月12日(日)13:30~15:30	「これからどう暮らしますか?」~ 障害者が地域で暮らし続けるには・・ 一人暮らし?グループホーム? 自宅に住み続ける?~3月定例 学習会	特定非営利活動法人SNetく るめ	久留米市市民活動サポートセンターみんくる 会議室	後援	生涯学習推進課
25	令和5年3月19日(日)10:00~15:30	第44回 久留米市ボランティアフェ スティバル	第44回久留米市ボランティアフェ スティバル実行委員会	久留米市総合福祉セン ター、久留米市総合福祉会 館	後援	生涯学習推進課

教 育 委 員 会 資 料 令 和 5 年 2 月 2 8 日 市民文化部体育スポーツ課

### 令和4年久留米市スポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ賞表彰式について

令和4年中のスポーツ大会において、優秀な成績を収められた個人又は団体の功績を 称え、下記のとおり表彰式を実施します。

#### 1 日 時

令和5年3月17日(金) 16時30分~17時15分

#### 2 会 場

久留米アリーナ 2階 大研修室

#### 3 受賞者 (※別紙参照)

(1) スポーツ奨励賞

個人:1名

(2) ジュニアスポーツ賞

個人: 28名 団体: 3団体

#### (参考) 表彰基準

- (1) スポーツ奨励賞(成人)
  - ・国際規模の大会において優秀な成績を収めたもの
  - ・全国規模の大会において優勝の成績を収めたもの
- (2) ジュニアスポーツ賞 (小学生、中学生及び高校生)
  - ・国際規模又は全国規模の大会において<u>優秀な</u>成績を収めた小学生、中学生又は 高校生
  - ・九州規模の大会において優勝の成績を収めた小学生、中学生又は高校生

※優秀な成績とは、優勝、準優勝、第3位の成績をいう。

# 令和4年 久留米市スポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ賞 受賞者

#### ▼スポーツ奨励賞

No		氏名(所属)			
1	個人 バドミントン	池尻 昭子 (親和クラブ)		令和4年11月19日~21日 於:南国立市スポーツセンター 他	優勝

#### ▼ジュニアスポーツ賞

No	氏名(所属)		氏名(所属)	大会名	日時/会場	結果
			井 千夏	2022日本室内陸上競技大阪大会 U16の部 60mH	令和4年3月12日~13日 於:大阪城ホール	準優勝
1	個人	陸上競技	(宮ノ陣中学校2年) 令和4年度九州中学校体育大会第44回九州中学校陸上競技大会 共通女子 100H		令和4年8月6日~7日 於:昭和電エドーム大分	優勝
				アジアトラック自転車競技選手権大会 女子ジュニア インディビジュアル・パシュート	令和4年6月18日~22日 於:インド・ニューデリー	優勝
				全国高等学校総合体育大会自転車競技大会 2kmインディビジュアル・パシュート	令和4年8月3日~7日 於:高松競輪場	優勝
2	個人	自転車競 技	池田 瑞紀 (祐誠高等学校3年)	全国高等学校総合体育大会自転車競技大会ロードレース	令和4年8月3日~7日 於:綾川町特設ロードレース・コース	第3位
				とちぎ国民体育大会自転車競技 スクラッチレース	令和4年10月5日~9日 於:宇都宮競輪場	優勝
				とちぎ国民体育大会自転車競技 ロードレース	令和4年10月5日~9日 於:那須町特設ロードレース・コース	優勝
3	個人	相撲	稲富 央樹 (北野中学校3年/井上道場)	第33回全国都道府県中学生相撲選手権大会 軽量級	令和4年7月24日 於:堺市大浜公園相撲場	第3位
4	個人	バドミン トン	大場 心晴 (大城小学校5年/JBC久留 米)	第39回全九州小学生バドミントン選手権大会兼第31回全 国小学生バドミントン選手権大会九州ブロック予選会 女子5年生以下シングルス	令和4年11月5日~6日 於:那覇市民体育館 他	優勝
5	個人	水泳	大場 理世 (宮ノ陣中学校2年/イトマン スイミングスクール久留米校)	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子50m×4 メドレーリレー	令和4年7月30日~31日 於:ク゚ローバルマーケットアクアパーク桃園	優勝
6	個人	バレー ボール	大曲 里奈 (田主丸中学校3年)	JOCジュニアオリンピックカップ第36回全国都道府県対抗中学バレーボール大会	令和4年12月25日~28日 於:丸善インテックアリーナ大阪 他	第3位
7	個人	アーチェ リー	鐘ヶ江 道雪 (上津小学校6年/久留米アー チェリークラブ)	第17回全日本小学生・中学生アーチェリー選手権大会	令和4年7月16日~17日 於:夢の島公園アーチェリー場	優勝
8	個人	バレー ボール	木築 紗良 (福岡女学院中学校.3年)	JOCジュニアオリンピックカップ第36回全国都道府県対 抗中学バレーボール大会	令和4年12月25日~28日 於:丸善インテックアリーナ大阪 他	第3位
9	個人	水泳	久家 虎太郎 (城南中学校1年/B&Gみや	第54回九州ジュニア水泳競技大会 男子50mパタフライ	令和4年9月24日〜25日 於:奥武山総合運動公園水泳プール	優勝
Ů	iii/	71.11	き)	第54回九州ジュニア水泳競技大会 男子100mバタフライ	令和4年9月24日〜25日 於:奥武山総合運動公園水泳プール	優勝
10	個人	水泳	草場 結凪 (櫛原中学校1年/WEスイムク ラブ)	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子200m自由形	令和4年7月30日~31日 於:ク゚ローバルマーケットアクアパーク桃園	優勝
11	個人	ラグビー	黒岩 蔵人 (輝翔館中等教育学校3年)	第18回全国高等学校合同チームラグビーフットボール大 会(U18九州ブロック代表選手) 令和4年7月29日~31日 於: 菅平高原サニアパーク		優勝
12	個人	柔道	古賀 龍之介 (田主丸中学校2年)	令和4年度九州中学校体育大会第52回九州中学校柔道大会 男子個人50kg級	令和4年8月5日~7日 於:久留米アリーナ	優勝
13	個人	レスリン グ	近藤 瑞姫 (山本小学校5年/近藤レスリ ング道場)	令和4年度第39回全国少年少女レスリング選手権大会 女子5年36kg級	令和4年7月29日~31日 於:国立代々木競技場第一体育館	第3位
14	個人	柔道	鹿釜 菜々美 (田主丸中学校3年)	令和4年度九州中学校体育大会第52回九州中学校柔道大会 会 女子個人48kg級	令和4年8月5日~7日 於:久留米アリーナ	優勝

No			氏名(所属)	大会名	日時/会場	結果
15	個人	柔道	竹下 智哉	令和4年度九州中学校体育大会第52回九州中学校柔道大会 会 男子個人90kg級	令和4年8月5日~7日 於:久留米アリーナ	優勝
10	四八	木坦	(田主丸中学校 3 年)	令和4年度全国中学校体育大会第53回全国中学校柔道大会 男子個人90kg級	令和4年8月22日~25日 於:那須川アリーナ	準優勝
16	個人	空手道	田中 美羽 (久留米商業高校3年)	令和4年度国民体育大会第42回九州ブロック大会空手道 競技大会・第48回全九州空手道選手権大会 少年女子	令和4年7月23日 於:阿蘇市阿蘇体育館	優勝
17	個人	ラグビー	田中・心温	第9回全国高等学校7人制ラグビーフットボール大会	令和4年7月15日~18日 於: 菅平高原サニアパーク	準優勝
.,	四八	<i>)</i> / C	(東福岡高等学校3年)	第102回全国高等学校ラグビーフットボール大会	令和4年12月27日~令和5年1月7日 於:東大阪花園ラグビー場	優勝
18	個人	空手道	津留崎 優菜 (津福小学校3年/和道場)	文部科学大臣杯第64回小学生·中学生全国空手道選手権 大会 団体女子 形	令和4年7月30日~31日 於:高崎アリーナ	準優勝
19	個人	水泳	   土井 悠永   (牟田山中学校2年/イトマン	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子100m自由形	令和4年7月30日~31日 於:ク゚ローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
13	四八	<i>/</i> ///////////////////////////////////	スイミングスクール久留米校)	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子50m×4 メドレーリレー	令和4年7月30日~31日 於:グローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
20	個人	ラグビー	富盛 楓梨 (北野中学校2年/福岡ラグ ビーフットボールクラブ)	太陽生命カップ2022第13回全国中学生ラグビーフット ボール大会	令和4年9月17日~18日 於:ケーズデンキスタジアム水戸 他	女子前期日 程優勝
21	個人	陸上競技	中村 愛琉 (高牟礼中学校3年)	令和4年度九州中学校体育大会第44回九州中学校陸上競技大会 共通女子1500m	を上競 令和4年8月6日~7日 於:昭和電エドーム大分	
22	個人	水泳	中村 颯汰 (城南中学校2年/イトマンス	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 男子100m平泳ぎ	令和4年7月30日~31日 於:グローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
22	旧人	小小	イミングスクール久留米校)			優勝
23	個人	バレー ボール	中山 望要 (宮ノ陣中学校3年)	JOCジュニアオリンピックカップ第36回全国都道府県対抗中学バレーボール大会	令和4年12月25日~28日 於:丸善インテックアリーナ大阪 他	第3位
24	個人	カヌー	西田 陽俊 (三潴高等学校3年)	文部科学大臣杯2022年度日本カヌースプリントジュニア 選手権大会	令和4年8月19日~22日 於:精進湖カヌー競技場	第3位
				第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子100m平泳ぎ	令和4年7月30日~31日 於:グローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
25	個人	水泳	西野 紗永 (江南中学校2年/イトマンス イミングスクール久留米校)	第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子200m平泳ぎ	令和4年7月30日~31日 於:ク゚ローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
				第45回全九州スイミングクラブ夏季水泳競技大会 女子50m×4 メドレーリレー	令和4年7月30日~31日 於:グローバルマーケットアクアバーク桃園	優勝
				第9回全国高等学校7人制ラグビーフットボール大会	令和4年7月15日~18日 於: 菅平高原サニアパーク	準優勝
26	個人	ラグビー	馬田 琳平 (東福岡高等学校3年)	第77回国民体育大会ラグビーフットボール競技会	令和4年10月2日~6日 於:清酒開華スタジアム	優勝
				第102回全国高等学校ラグビーフットボール大会	令和4年12月27日~令和5年1月7日 於:東大阪花園ラグビー場	優勝
27	個人	空手道	森。結愛	文部科学大臣杯第64回小学生・中学生全国空手道選手権 大会 個人戦女子 形	令和4年7月30日~31日 於:高崎アリーナ	準優勝
۷,	四人	エテ退	(安武小学校3年/和道場)	文部科学大臣杯第64回小学生・中学生全国空手道選手権 大会 団体女子 形	令和4年7月30日~31日 於:高崎アリーナ	準優勝
28	個人	スケート	森 瑛一朗 (諏訪中学校2年)	2022/2023 全日本ノービスカップショートトラックス ピードスケート競技会 第1戦 男子1500mSFノービスA	令和4年11月19日~20日 於:帝産7イススケートトレーニング・センター	第3位
1	団体	弓道	祐誠高等学校	第41回令和4年度全国高等学校弓道選抜大会 団体女子	令和4年12月23日~25日 於:熊本市総合体育館特設弓道場	優勝
2	団体	野球	津福わかわし	筑後川旗第39回西日本学童軟式野球大会	令和4年7月29日~8月3日 於:久留米市野球場 他	優勝
3	団体	ラグビー	りんどうヤングラガーズ	第11回トライドリームカップ2022	令和4年11月26日~27日 於:諫早市森山ふれあい公園	優勝
-		_				

追加

教 育 委 員 会 資 料 令 和 5 年 2 月 2 8 日 市民文化部体育スポーツ課

#### 一般社団法人 Nanairo lab (ナナイロ ラボ) との連携協定の締結について

#### 1 概要

久留米市では、「久留米市スポーツ推進計画」に基づいたスポーツ政策に取り組む中、更なるスポーツの推進を図るため、久留米市内に本拠地を置く7人制女子ラグビーチーム「ナナイロプリズム福岡」を運営する一般社団法人Nanairo lab と連携協定を締結する。

#### 2 目的

久留米市と一般社団法人 Nanairo lab が相互に協力し友好関係を保持することで、アスリートの発掘・育成やスポーツを通じた市民交流、地域振興を図る。

#### 3 相手方

一般社団法人 Nanairo lab (ナナイロ ラボ)

#### 4 連携事項

- (1) アスリートの発掘・育成に関すること
- (2) 女子アスリートの強化・支援に関すること
- (3) 健康づくりに関すること
- (4) 市民や公共施設の安全のためのAED普及活動に関すること
- (5) 文化・スポーツ振興、国際交流に関すること
- (6) 地域の活性化、市民サービスの向上に関すること

#### 5 具体的な取組の例

- ・ラグビー教室等の実施によるジュニアアスリートの発掘・育成
- ・メディカルサポートによる女子アスリート支援
- ・選手との交流による文化・スポーツの振興
- ・地域貢献活動等を通じた地域交流・活性化

#### 6 協定締結日

令和5年2月3日(金)

#### 7 協定期間

協定締結日から令和5年3月31日まで

ただし、本協定期間終了の1ヵ月前までに終了の申出がない場合は、1年間延長し、その後も同様とする。

# 久留米市と一般社団法人 Nanairo lab との連携協定書

久留米市(以下「甲」という。)と一般社団法人 Nanairo lab(以下「乙」という。)は、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な連携を図り、相互に協力し、次条に定める活動を推進することにより、スポーツの推進、地域活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して 取り組むものとする。
  - (1) アスリートの発掘・育成に関すること
  - (2) 女子アスリートの強化・支援に関すること
  - (3) 健康づくりに関すること
  - (4) 市民や公共施設の安全のためのAED普及活動に関すること
  - (5) 文化・スポーツ振興、国際交流に関すること
  - (6) 地域の活性化、市民サービスの向上に関すること
  - (7) 前各号に定める事項のほか、甲乙両者が必要と認めたこと

#### (実施方法)

- 第3条 前条各号に定める事項に関する具体的な実施内容、方法、その他必要な事項は、甲 乙協議の上別に定めるものとする。
- 2 甲は乙に、前項の具体的な取組に関する計画及び実績について報告を求めることができることとし、乙はこれに従うよう努めるものとする。

#### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、 本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも終了の申出がない場合 は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### (協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、書面 により相手方に通知することにより、本協定の変更又は解除を行うことができるものと する。

(守秘義務)

- 第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た秘密を相手方の承諾なしに漏ら してはならない。
- 2 前項の義務は理由の如何を問わず本協定が終了した後も存続するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、 定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月3日

甲 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市長

乙 福岡県久留米市東町38番地20一般社団法人 Nanairo labCE0

定例教育委員会報告資料令和5年2月28日教育部学校教育課

# 令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果について

#### 1 調査の目的

全国的な児童生徒の体力の状況を把握・分析し、学校における児童生徒への体育や健康に関する指導等の改善に役立てることを目的として毎年実施されています。

#### 2 調査対象

小学校第5学年・中学校第2学年

#### 3 調査内容

児童生徒に対する実技調査の内容は、次のとおりです。(8種目)

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、 立ち幅跳び、ボール投げ(小学生はソフトボール、中学生はハンドボール)

#### 4 調査結果の概要

- (1) 体力合計点は、中学校の男子のみで前年度を上回りましたが、その他は前年度を下回りました。また、中学校は男子・女子とも全国平均を上回りましたが、小学校はいずれも下回りました。
- (2) 調査内容 8 種目のうち、小学校男子は 1 種目、小学校女子は 3 種目、中学校男子は 7 種目、中学校女子は 6 種目で全国平均を上回りました。
- (3) 調査内容 8 種目と体力合計点の合計 9 項目のうち、小学校男子は 2 項目、中学校男子は 6 項目、中学校女子は 1 項目で前年度の久留米市の結果を上回りました。
- (4) 平成30年度を境に、全国的に体力合計点の低下が見られており、本市でも中学校 男子を除き同様の傾向となっています。新型コロナウイルス感染症もありますが、ス クリーンタイムによる運動時間の減少、肥満割合の増加、生活習慣の変化など構造的 な要因として捉える必要があります。

#### 5 今後に向けて

各学校の体力向上に向けた「1校1取組運動」や体育が楽しいと思えるような授業改善、外遊びの推奨、保護者への周知など、運動意欲の向上と運動習慣の形成に向けて取り組んでまいります。

全国

本市と全国の差

R4

23.21

0.10

21.67

▲ 0.84

46.07

0.27

		年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	体力合計点
	b constant	R3	15.94	18.30	32.99	39.28	47.21	9.41	152.09	22.41	52.40
小学校 男子	久留米市	R4	16.18	18.39	32.10	39.27	45.64	9.56	149.24	21.25	50.93
力丁	全国	R4	16.21	18.86	33.79	40.36	45.92	9.53	150.83	20.31	52.28
	本市と全国の差		▲ 0.03	▲ 0.47	▲ 1.69	▲ 1.09	▲ 0.28	▲ 0.03	▲ 1.59	0.94	▲ 1.35
		年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン		立ち幅とび	ソフトホール投げ	体力合計
小学校 女子		R3	16.17	17.52	36.60	38.13	38.54	9.62	144.69	14.01	55.00
	久留米市	R4									
			16.14	17.36	36.52	37.74	38.16	9.74	141.99	13.52	53.11
	全国	R4	16.10	17.97	38.18	38.66	36.97	9.70	144.55	13.17	54.31
	本市と全国の差		0.04	▲ 0.61	▲ 1.66	▲ 0.92	1.19	▲ 0.04	▲ 2.56	0.35	▲ 1.20
		年度		上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ハンドホール 投(げ	体力合計
	h stray	R3	28.61	26.60	44.35	52.16	85.28	7.99	199.47	20.55	42.79
中学校 男子	久留米市	R4	29.64	25.86	44.68	52.53	81.55	8.06	202.91	20.75	42.84
27 1	全国	R4	28.99	25.74	43.87	51.05	78.07	8.06	196.89	20.28	41.04
	本市と全国の差		0.65	0.12	0.81	1.48	3.48	0.00	6.02	0.47	1.80
		左曲	#2.4	L /+ +7 = I	<b>                                      </b>	二/年## 5ルッド	2.1.0-5	50N4±	소소 45 1.7 *		<b>ナ</b> ムラ
		年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ハンドホール投げ	体力合計
中学校	久留米市	R3	23.31	22.39	45.86	47.39	55.76	8.94	172.96	12.65	49.47
		R4	23.31	20.83	46.34	46.39	53.04	9.06	171.44	12.51	48.10
女子		+	20.01	20.00	10.01	10.00	00.01	0.00	171.77	12.01	70.10

45.81

0.58

51.60

1.44

8.96

▲ 0.10

167.04

4.40

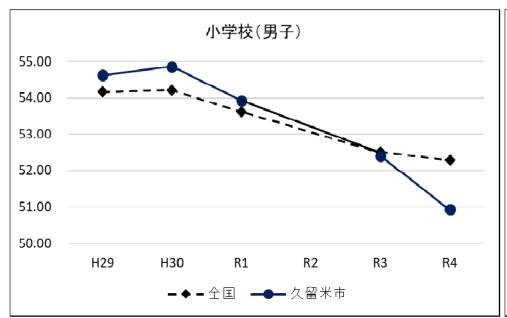
12.45

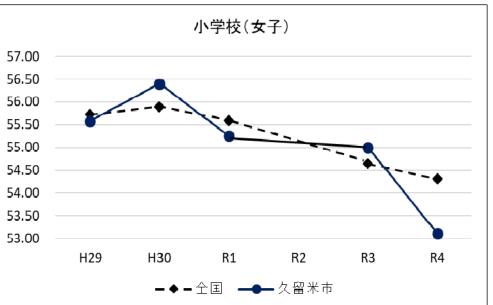
0.06

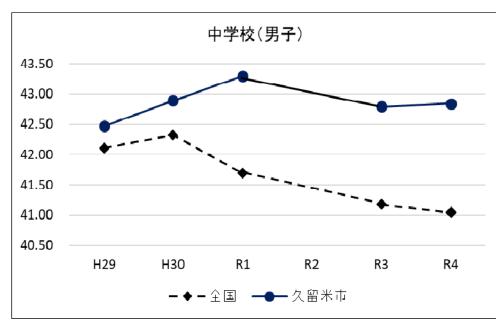
47.42

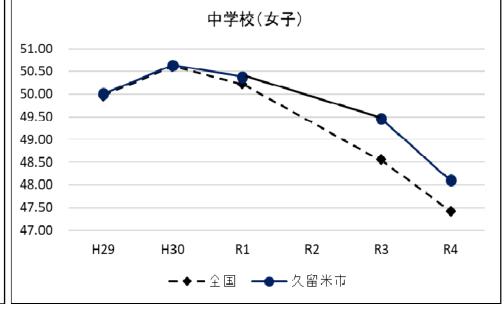
0.68

# 体力合計点の推移





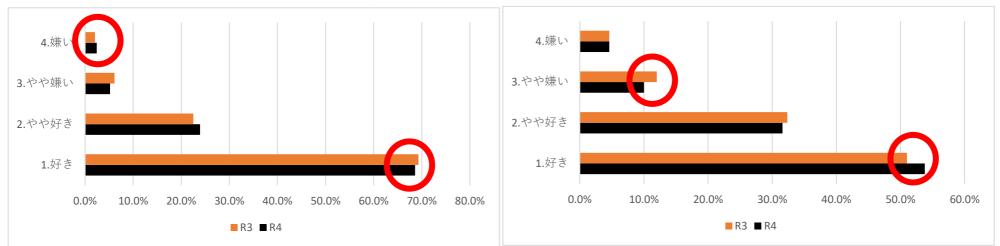




# 【小学校】令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

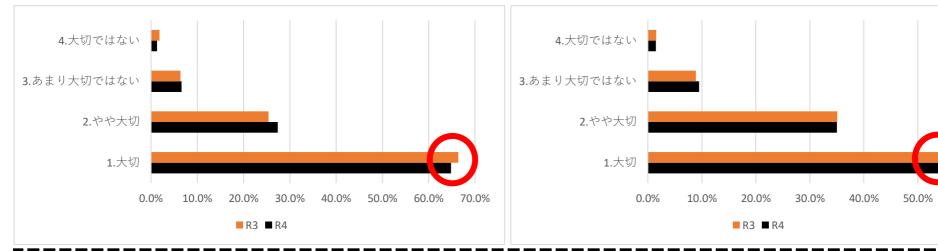
【5年生男子】 【5年生女子】

・運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか。



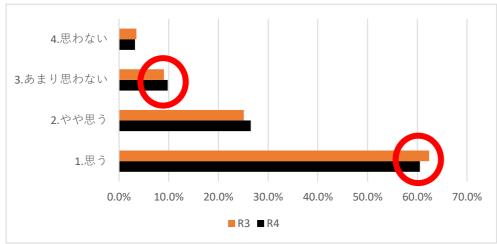
■男子で、「嫌い」がわずかに増加、「好き」が減少。 ○女子は「好き」が増加。「やや嫌い」が減少。

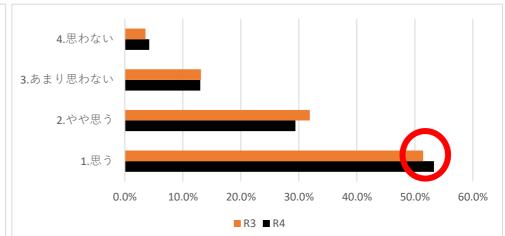
・あなたにとって運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは大切なものですか。



■男女ともに「大切」が減少。運動の良さを感じられていないと考えられる。

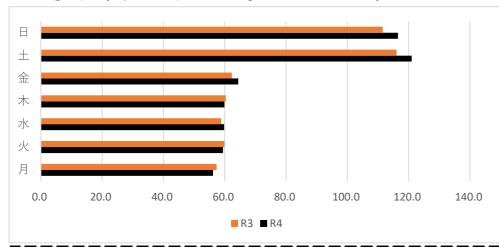
・中学校に進んだら、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか。

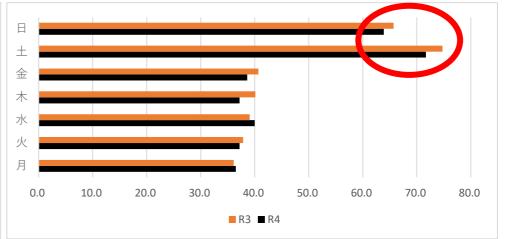




■男子で、「あまり思わない」が増加、「思う」が減少。○女子は「思う」が増加。

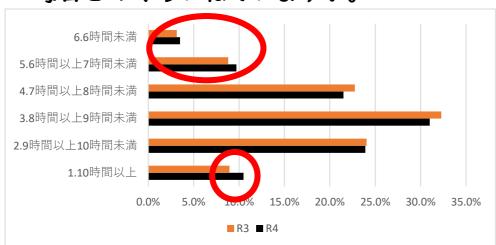
・ふだんの | 週間について聞きます。学校の体育の授業以外で、 | 日にどのくらいの時間、 運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをしていますか。

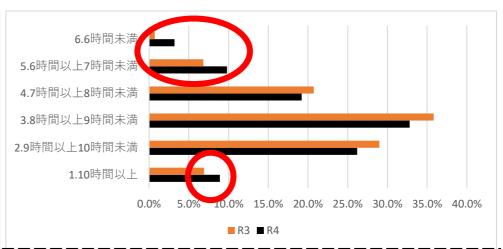




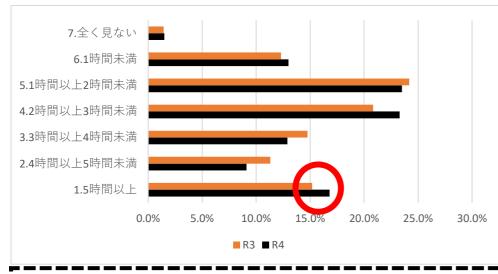
■女子は、土日に運動やスポーツをしなくなっている傾向がある。

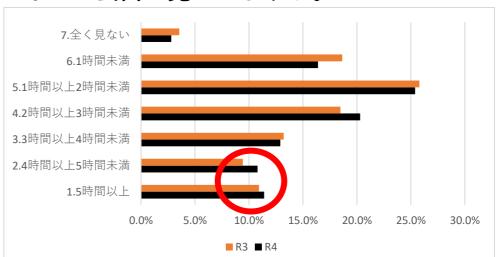
・毎日どのくらいねていますか。





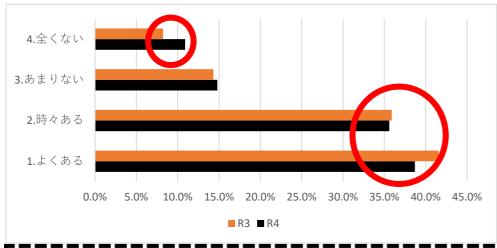
- ■男女ともに、睡眠時間の減少が見られる。○IO時間以上寝ている児童も増加している。
  - ・平日(月~金曜日)について聞きます。学習以外で、1日にどのくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。

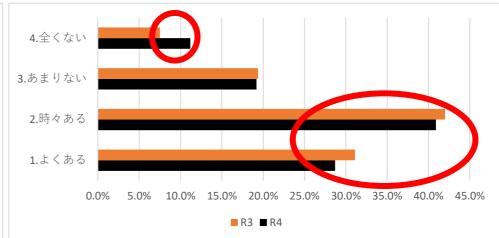




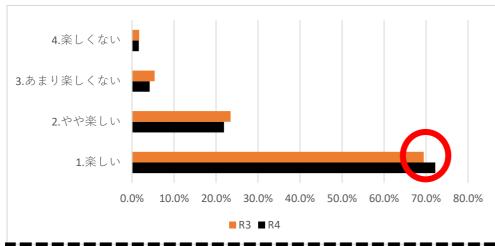
■男女ともに、「5時間以上」が増加、女子は、「4時間以上」も増加。

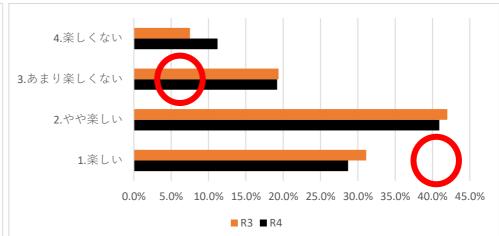
・放課後や学校が休みの日に、運動部や地域のスポーツクラブ以外で、運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることがありますか。





- ■男女ともに、放課後や休みの日に、運動やスポーツをしなくなっている。
- ・体育の授業は楽しいですか。





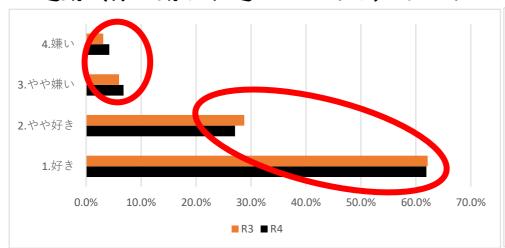
■女子で、「あまり楽しくない」がわずかに増加。○男女とも「楽しい」は増加。

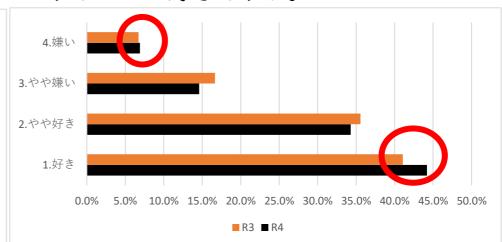
# 【中学校】令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【中学2年生男子】

【中学2年生女子】

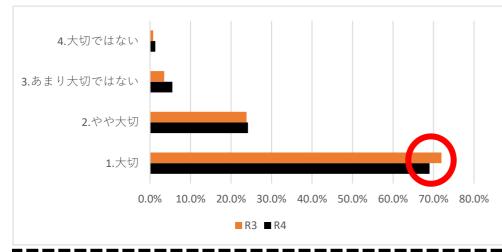
・運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか。

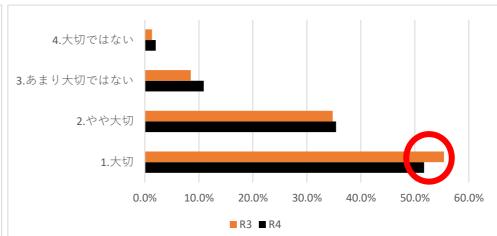




■男子は、全体的に否定的な回答。 ○女子は「好き」も「嫌い」も増加の二極化。

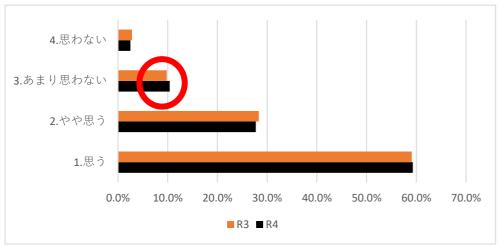
・あなたにとって運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは大切なものですか。

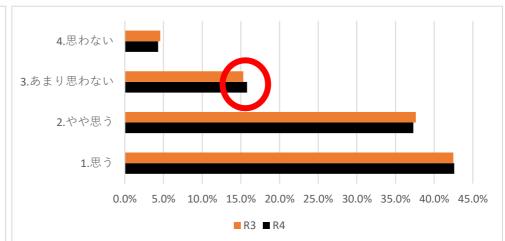




■男女ともに「大切」が減少。運動の良さを感じられていないと考えられる。

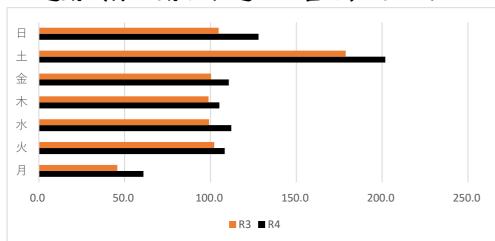
・中学校を卒業した後、自主的に運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをする時間を 持ちたいと思いますか。

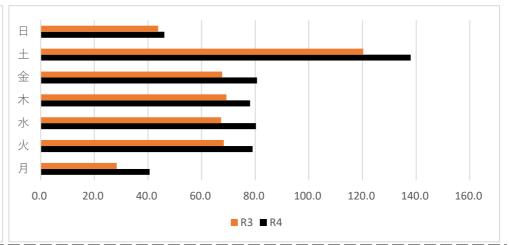




■男女ともに「あまり思わない」が増加。

・普段の | 週間について聞きます。学校の保健体育の授業以外で、 | 日にどのくらいの時間、 運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをしていますか。

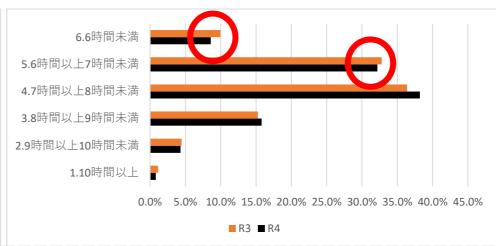




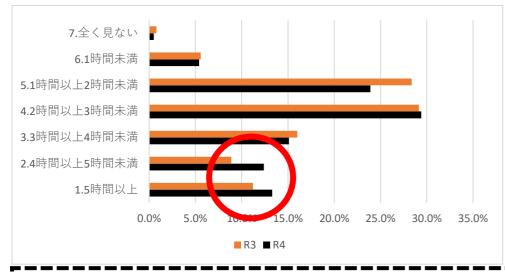
○男女ともにスポーツをする時間が伸びている。

・毎日どのくらいねていますか。





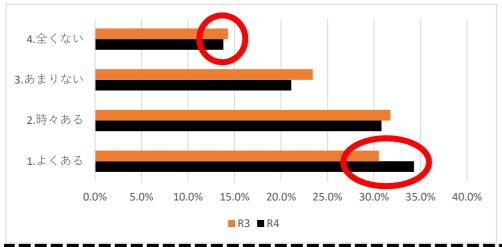
- **■男女ともに7時間未満が減少して、7時間~8時間が増加している。** 
  - ・平日(月~金曜日)について聞きます。学習以外で、1日にどのくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。

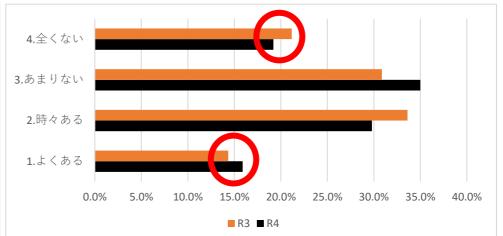




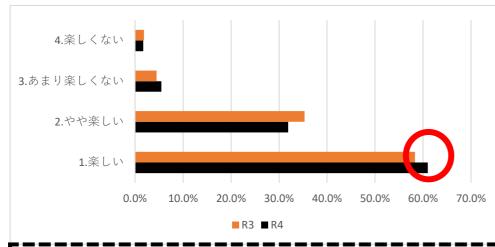
■男女ともに、「4時間以上」「5時間以上」が増加。

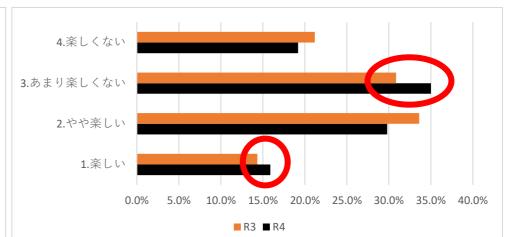
・放課後や学校が休みの日に、部活動や地域のスポーツクラブ以外で、運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることがありますか。





- ■男女ともに、「全くない」は減少、「よくある」は増加。
- ・保健体育の授業は楽しいですか。





■女子で、「あまり楽しくない」が増加。○男女とも「楽しい」は増加。

定例教育委員会報告資料 令和5年2月28日 学校教育課

### 令和5年度小学校教科用図書採択について

現在小学校で使用されている教科用図書(以下、教科書)は、小学校の学習指導要領の改訂に伴い、令和元年度に採択されたものです。

義務教育諸学校用の教科書は、原則として、4年間同一の教科書を使用し、4年目に次期の教科書を採択するものとなります。

令和5年度は、小学校で使用する次期(令和6~9年)の教科書を採択する年となります。

#### 1 採択する教科書

令和6~9年に、小学校で使用する教科書 全11教科 + 特別支援学校 (国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、外国語、道徳)

#### 2 採択の権限について

公立学校で使用される教科書は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が採択することとなっており、久留米市立学校で使用する教科書については、久留米市教育委員会が採択します。

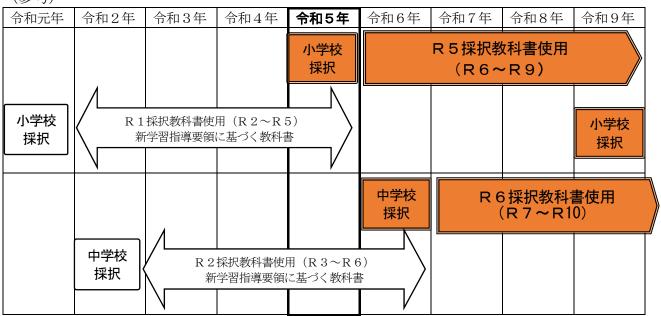
#### 3 採択の流れ

別添資料のとおりです。

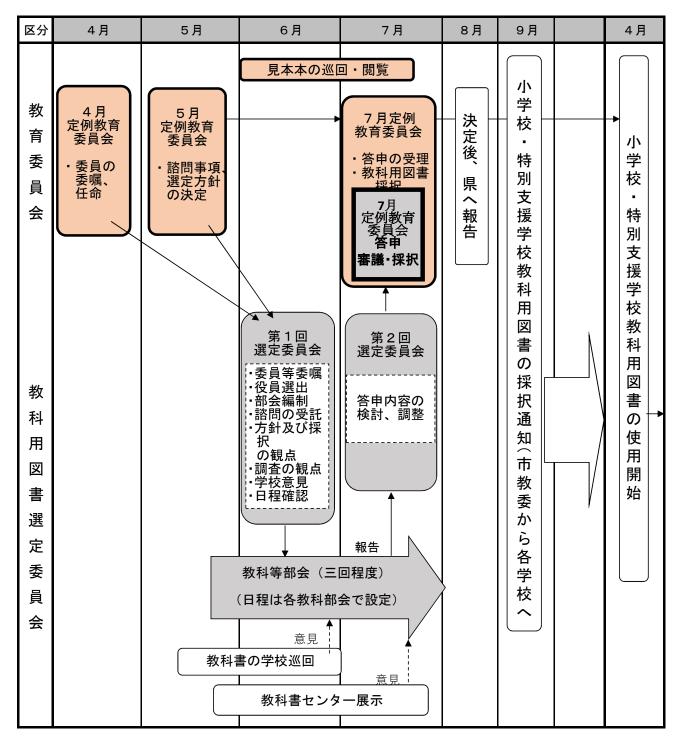
#### 4 その他

- ○教科書採択においては、公正性・透明性の確保の徹底が求められています。教科書発行会社からの不適切な働きかけ(協力や聴取の個別的な依頼、著作・編集活動への関与、 不当な利益提供等)については、十分ご留意いただきますようお願いします。
- ○7月の定例教育委員会は、教科書採択の議決のため半日程度要します。スケジュールの 調整にご配慮いただきますようお願いします。

#### (参考)



# 令和5年度 小学校教科用図書採択業務スケジュール



- ※特別支援学校使用の教科書は、各教科部会(11教科)とともに特別支援部会を設置し、採択を行う。
- ※高等学校使用の教科書は、校内で選定委員会を設置し、7月の定例教育委員会で採択を行う。
- ※7月定例教育委員会で議決が終わらなかった場合は、8月当初に臨時教育委員会を開催